

# 官報号外 平成十七年四月七日

## ○国會衆議院會議錄 第十八号

平成十七年四月七日(木曜日)

議事日程 第十二号  
午後一時開議  
平成十七年四月七日

平成十七年四月七日(木曜日)

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

午後一時四分開議

○議長(河野洋平君) お詫びいたします。

○議長(河野洋平君) お詫びいたします。

第一 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 都市鉄道等利便増進法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

第一 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

第二 都市鉄道等利便増進法案(内閣提出)

第三 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 都市鉄道等利便増進法案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者起立

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、参議院の修正に同意することに決りました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

平成十七年四月七日 衆議院會議錄第十八号

案 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 都市鉄道等利便増進法案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一

第一に、既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設等を行う速達性向上事業に係る計画について、国土交通大臣が認定するとともに、認定を受けた者は、計画に従い、事業を実施しなければならないこと。

第二に、駅施設及び駅周辺施設の一体的整備により乗り継ぎの円滑化等を図るために、計画について、国土交通大臣が認定するとともに、この計画で整備等を行うとされた者は、計画に従い、駅施設の整備等を行わなければならないこと。

第三に、速達性向上事業等に關し、事業者間で協議が調わないときは、申請に基づき国土交通大臣が裁定を行うこと。

## 官 報 (号外)

本案は、去る三月二十九日本委員会に付託され、翌三十日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聽取し、四月六日質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

### 会社法案(内閣提出)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

#### 関係法律の整備等に関する法律案(内閣提

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣南野知恵子君。

(国務大臣南野知恵子君登壇)

○國務大臣(南野知恵子君) 会社法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近の社会経済情勢の変化に応するために会社に関する各種制度を見直すとともに、これを現代用語の表記にし、わかりやすく再編成する措置を講じようとするものであります。

さらに、創業の活性化等のため、出資者の全員が有限責任社員であり、内部関係については組合

規律が適用される新たな会社類型の新設を行

こととしております。

また、株式の譲渡制限に係る定款自治の拡

大、自己株式の市場売却の許容、会社に対する金

銭債権の現物出資に係る検査役の調査の省略、株

主に対する利益の還元方法の見直し、委員会等設

置会社とそれ以外の会社の取締役の責任に関する

規定の調整、大会社における内部統制システムの構築の義務化等の改正をすることとしておりま

す。

まず、利用者に利用しやすい会社法制とするた

め、株式会社と有限会社を新たな会社類型として

統合することにより、現在有限会社としてしか認められていない、取締役の人数規制や取締役会・監査役の設置義務のない株式会社を認めることと

するほか、最低資本金制度を見直して、現在一千

万円以上の出資が必要とされている株式会社の設立時の出資額規制を撤廃することとしておりま

す。

次に、会社経営の機動性、柔軟性を向上させるため、合併等の組織再編成に関する手続を整備し、株主、債権者の保護を図りつつ、機動的な組織再編を実現しようとするほか、機関設置等にお

ける定款自治の範囲の拡大等を行うこととしております。

また、会社経営の健全性を確保するため、株主代表訴訟において、原告株主が株式交換等で株主たる地位を失つても一定の場合には原告適格を失うこととするほか、公認会計士、税理士の資格を持つ会計参与が取締役とともに計算書類を作成する会計参与制度の創設、会計監査人を設置することができる会社の範囲の拡大等の措置を講ずることとしております。

そこで、この法律案は、片仮名・文語体の表記を平仮名・口語体に改めるとともに、会社法制にについての規定を一つの法典としてまとめ、わかりやすく再編成することとしております。

続いて、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社法の施行に伴い、有限会社法ほか八の関係法律を廃止し、商法ほか三百二十五の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

この法律案は、会社法の施行に伴い、有限会社

法ほか八の関係法律を廃止し、商法ほか三百二十

五の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所

要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

(拍手)

### 会社法案(内閣提出)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

#### 出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。井上信治君。

(井上信治君登壇)

○井上信治君 自由民主党の井上信治です。ただいま議題となりました会社法案及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につ

官 報 (号) 外

きまして、自由民主党を代表して質問させていた  
だきます。（拍手）  
時代が変わり、我が国の経済を取り巻く環境は  
日々急激に変化しています。高度情報化社会の到  
来とともに、企業活動のボーダーレス化が進み、  
熾烈な国際競争の中で個々の企業の競争力の強化  
が求められています。また、中国やインドを初め  
とする途上国が飛躍的に発展する中で、日本經濟  
の再生は間違いなく喫緊の最重要課題であります。

そのような社会経済情勢のもと、年功序列や終  
身雇用などの雇用形態、株式の持ち合いなどの從  
来の日本の慣習が見直され、我が国の経済の実態  
はグローバルスタンダードに近づきつつあるよう  
に思えます。

しかし、現在の会社法制度は、明治三十二年制定  
の商法及び昭和十三年制定の有限会社法を基本と  
しているため、もはや急激な経済情勢の変化に十分  
に対応することが困難となっています。時代の  
要請に応じて頻繁に改正を繰り返してきた制度  
も、さらなる時代の変化に対応できず、国民の  
ニーズにこたえられなければ、その存在意義を問  
われてしまします。特に、企業活動における憲法  
とも言える会社法制度は、市場原理に基づいて行わ  
れる個々の企業活動を活性化させるとともに、そ  
の營利追求に秩序をもたらし、健全な市場を育成  
していくことを重要な使命としており、今、その  
抜本的な改正が求められています。

前提たる今回の改正の理念について伺います。

この数年間、会社法制度については毎年のように  
改正が行われてきたために、各種制度間に不均衡

が生じ、かえつて利用者にわかりにくくなっています。  
ることも事実です。今回の会社法案は九百七十九

条にも及ぶ未曾有の大法典であり、そうであるな  
らば、単に時代の変化に対応するだけにとどまら  
ず、これから我が国の経済がどうあるべきか、  
長期的かつ持続的に二十一世紀の日本経済のグラ  
ンドデザインを描くことのできるような新制度を

構築していかなければならないと考えますが、南  
野大臣の御見解を伺います。

会社の経営は、株主を中心とするステークホル  
ダーの眞の利益と企業価値の維持向上を目的とす  
るものであり、これに反する経営者などの関係者  
の行為については厳しく責任が問われなければな  
りません。昨今の三菱自動車、コクドなどの民間  
企業が犯した事件は許しがたいものであります。

政府は、民間でできることは民間でという改革  
を推し進めておりますが、何が本当に民間で行う  
べきことなのかを改めて問いたいとともに、経営  
の自由度の高い民間企業であるからこそ、その監  
督機能を強化することが重要です。

そこで、今回の会社法案においては、近代的經  
営の基本である企業の透明性の確保及びガバナン  
ス強化について、どのような観点からどのような  
改正を行っているのでしょうか、南野大臣にお尋  
ねします。

人材、資源、資本が流動化し、企業活動がグ  
ローバル化した現在の経済社会にあって、企業の  
組織再編の手法を拡充することは、その競争力の  
向上、ひいては我が国経済の活性化の観点から大  
変重要であります。我が国のMアンドA件数はこ  
の五年間で倍増し、最近の新聞を見れば毎日によ  
うにMアンドAに関する報道がされており、まさ  
かにMアンドA時代が到来したというべきでしょ  
う。

会社法案では、こうした変化に対応すべく、企  
業の組織再編行為に係る規制についても見直しが  
行われておりますが、その具体的な内容はどのように  
なものなのでしょうか。また、今回の改正によ  
り、我が国経済にどのような影響を与えることが  
期待できるのでしょうか。南野大臣にお尋ねしま  
す。

最近の新聞報道といえば、忘れてならないのが  
敵対的買収の問題であります。  
昨今のニッポン放送とライブドアに関する一連  
の報道は、会社はだれのものかという最も基本に  
して深遠な問題を我々に思い起させます。企業  
が株式を上場する以上、常に敵対的買収のおそれ  
にさらされることは不可避であり、それが市場經  
済の原則とも考えられます。他方で、株主や經營  
者だけでなく、従業員、取引先、地域経済などの  
ステークホルダーの意図を無視することは望まし  
くありません。

今回の改正では、合併対価の柔軟化などにより  
企業活動を規制してきたくさびを取り除き、他  
方、敵対的買収に対する対応策を盛り込むなど、  
規制緩和と選択肢の拡大という両方の側面から經  
営の自由度を高める法整備を進めしております。

会社法案では、敵対的買収と企業防衛策につ  
いて、どのような対応を考えているのでしょうか。  
特に、外資系企業による敵対的買収が過度に増大  
するおそれがないか、南野大臣にお答え願いま  
す。

最後になりますが、現在の会社法制度は、国民に  
わかりづらい片仮名表記になっているのみなら  
ず、会社形態の区分は形骸化し、ある企業に適用  
される規定が複数の法律に分かれることになった事  
も生じており、このような法体系がなぜ今まで放  
置されていたのかと疑念を感じ得ません。今回の  
改正により、おくれせながら利用者の使い勝手  
は向上するでしょうが、今後とも、国民にとって  
理解しやすく利用しやすい法務行政の実現を望ん  
でまいります。

いずれにしても、会社法制度は、現代社会におい  
て重要な地位を占める会社を規律する法制度であ  
り、その抜本改正は、今後の我が国経済の動向を  
左右するとともに、会社と関係を有するすべての  
国民に重大な影響を及ぼすものであることを十分  
に認識するようお願い申し上げ、私の質問を終わ  
らせさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

〔國務大臣南野知恵子君登壇〕

○國務大臣（南野知恵子君） 井上信治議員にお答  
え申し上げます。

まず、会社法はどのような理念に立つて立案  
しているのか、お尋ねがございました。

会社法は、有限会社の株式会社への統合など  
利用者の視点に立ち、社会経済情勢の変化に対応  
すべく、会社類型の見直し、会社経営の機動性、  
柔軟性の向上、会社経営の健全性の確保等を基本  
理念としまして、会社に関する各種制度の見直し  
を行つたものであります。

次に、会社法における企業の透明性の確保及  
びガバナンスの強化は企業経営の健全性の確保に不可欠の  
た。

会社法では、企業の透明性の確保及びガバナ  
ンスの強化は企業経営の健全性の確保に不可欠の  
た。

要素であるという視点から、すべての株式会社において会計監査人制度の採用を可能とすることや、すべての株式会社における決算公告の義務化、主として中小企業の計算書類の適正さの確保に資する会計参与制度の創設、大会社に対する内部統制システムの構築の義務化などの改正を行うこととしております。

次に、会社法案における企業の組織再編行為に関する改正の内容と期待されるその効果についてお尋ねがございました。

会社法案では、合併等の対価の柔軟化や被支配会社における株主総会を省略できる略式組織再編を認めるなど、会社の組織再編手続の規定を整備することとしております。これにより、株主や会社債権者の保護を図りつつ、機動的な組織再編が行われることによって企業の競争力が強化されることを期待しております。

最後に、敵対的買収に対する企業防衛策についてのお尋ねがございました。

会社法案では、種類株式や新株予約権の制度を改正し、諸外国で用いられているいわゆるボイズンピルや黄金株等の防衛策を導入しやすく述べております。したがいまして、敵対的買収が過度に増大するおそれはないものと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 村越祐民君。

〔村越祐民君登壇〕

○村越祐民君 民主党の村越祐民です。民主党・無所属クラブを代表しまして、たゞいま議題となりました会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対しまし

て質問をいたします。

なお、答弁いかんによつては再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(拍手) 本題に入る前に、竹中郵政民営化担当大臣の質について取り上げざるを得ません。(拍手)

一昨日の四月五日、衆議院総務委員会では午前十時より郵政事業に関する集中審議を行う予定になつております。郵政問題担当の竹中大臣は、所管大臣である麻生大臣とともに委員会への出席が決まっていました。しかし、事もあるうか、竹中大臣は、当日の朝になつて一方的に出席をキャンセルしたのです。

その理由について、竹中大臣は、郵政民営化法案を具体化するため、調整に一刻の猶予もない状況にあるとの出席拒否の通告を行いました。まことにけしからぬ話です。(拍手)

しかも、同日午後の本会議で竹中大臣は、総務委員会への出席について、与野党合意がなかつたから出席をしなかつたと答弁しました。午前中の出席拒否理由と全く異なる聞き苦しい答弁をされたります。したがいまして、敵対的買収が過度に増大するおそれはないものと考えております。(拍手)

年十二月七日、吉田内閣は総辞職を余儀なくされました。

その理由について、竹中大臣は、郵政民営化法案を具体化するため、調整に一刻の猶予もない状況にあるとの出席拒否の通告を行いました。まことにけしからぬ話です。(拍手)

竹中大臣、大臣の委員会出席というものは、かくも重たいものなんですね。どうやら、その認識がおりでないようですね。

我々の調査では、委員会から要求があつたにもかかわらず担当大臣が審議を欠席したのは、それ以来のことです。いや、竹中大臣の場合には、与党内調整や多忙を理由にしているのですから、吉田元総理以上にひどい話です。

竹中大臣は、郵政問題でたたかれるのを恐れたのが、あるいは単に無視をしたのか、いずれにせよ、こそくな理由でドタキヤンをしたわけですか

ら、吉田元総理を引き合いに出すのは、吉田総理には失礼な話というものです。

竹中大臣は、総務委員会が開かれるはずだった時間帯には、事もあるうか、記者会見を開いた時間間で先週確認されているんです。だからこれが、いかがでしようか。(拍手)

この政府・与党間の調整や多忙を理由に、今国会最大のテーマと総理みずからがのたまう郵政問題に関する委員会を勝手に欠席したことは、断じて容認できません。(拍手)

そもそも、憲法六十三条は、「内閣総理大臣そ

の他の国務大臣は、「答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない」と定めています。竹中大臣の今回の行動は明々白々な憲法違反で、政治的責任が問われてしかるべきです。(拍手)

話は昭和二十九年十二月四日にさかのぼります。時の吉田茂総理が、当日の予算委員会を病欠し、翌々日の決算委員会も同じ理由で欠席したことがありました。吉田総理は診断書を院に送ったにもかかわらず、総理の欠席が大問題となり、問責決議と弾劾決議が衆参の委員会で可決され、同

年十二月七日、吉田内閣は総辞職を余儀なくされました。

あわせて、与野党合意の上で大臣を招致したという事実を否定する虚偽答弁をされましたが、潔く御自身の失態をお認めになつたらどうですか。

政治的責任をとるのだとすれば、それは大臣の職を辞することによってのみ果たし得ると思うが、いかがでしようか。(拍手)

この会社法改正案の質疑の場において、あえて竹中大臣御本人の資質に関する問題を取り上げて株式会社制度が利用されるがゆえに、基本法たる本法案が郵政民営化を論ずるに当たつての議論の出発点になると考へるからです。大臣の責任については、我が党としても改めて聞いたとしていくことになると思いますが、明確にお答えいただきたく。

会社と一言で言つても、その形態のみならず、

会社とどのようにかかわりを持つかによつて、その問題の質が大きく変わつてまいります。すなわち、ステークホルダーという言葉に象徴されます

しよう。(拍手)

竹中大臣、これだけの失態を演じたのにもかかわらず、あなたはいまだに反省の言葉すら述べていません。あたかも、小泉総理の覚えがめでなければあとはどうでもいい、そう言わんばかりです。

そこで、大臣に三点お伺いします。

そもそも、一体どうしてドタキヤンをしたの

か。たたかれるのが嫌だったからですか。忙しきつたというのは理由になりません。国会審議よ

り忙しい用事などあるのでしょうか。お答えください。

ように、まさに利害関係人として、あるときは株主、債権者及び従業員、論者によつては消費者まで含めるといったほど、その対象はいろいろでございます。

さて、御案内のとおり、ニッポン放送株の問題がマスコミに大きく取り上げられております。これはフジテレビとライブドアとの支配権争奪合戦なのですが、これから改正につきまして、この争いを契機として、MアンドAやいわゆる敵対的買収の検討に注目が集まるものと考えます。

ただ、ニッポン放送株問題に関しては、自民党が私企業間の争いに過敏に反応し、感情論的な発言を繰り返しております。経営者間の年齢差から、あたかも世代間抗争であるかのようにとらえられる向きもあり、勢い問題の本質を見間違えるおそれもあります。

この問題を冷静な視点で考えれば、実は、これから法改正において重要な点を示唆するところがあると考えます。すなわち、法の不備と行政の予見能力の低さ、企業サイドの問題意識の欠落が見事にあぶり出されたのです。

そこで私は、質問を通じて、以下、見落とされがちな問題点を浮き彫りにしていきたいと考えます。

いわゆる敵対的買収について、ポイズンペイルを始めさまざまな防衛策があります。ただ、敵対的買収がすべて悪だとは言えないにもかかわらず、この点について現在の議論の経過を見ると、経営者にとっての危機的な状況だけが強調され、濫用防止についてさほど言及されていないように思われます。

この点につき、健全な制度運用と濫用に対する

歯ごめの調和点をどのようにお考えのか、それぞれ法務大臣と経済産業大臣にお伺いします。

また、経営者が敵対的買収の危機にさらされたの争いを契機として、MアンドAやいわゆる敵対的買収の検討に注目が集まるものと考えます。

具体的には、敵対的買収の場面で、相手方企業を担保に借り入れた資金で買収を行ういわゆるLBOの場合があります。このLBOは、米国での経験則上、買収後に企業が解体される可能性が高く、企業の解体とともに地域社会そのものを崩壊させてしまうという弊害があることから、何らかの規制が求められるものと考えます。

そこで、具体的なLBOへの規制、例えば、買収者の資本に対する貸し金比率の規制を行うことなどをお考えか、法務大臣にお伺いします。

株式会社の本質的な特質である株主の有限责任は、換言すれば、会社倒産時に会社債権者に泣いてもらう仕組みだとも言えます。そこで、倒産リスクを回避する手段として、財産的基盤の弱い会社の出現を事前に阻止しようと、最低資本金制度が平成二年改正で導入されました。しかし、平成十五年に、いわゆる中小企業挑戦支援法によって、いわゆる一円会社の設立が許容されました。

経済産業省が平成十六年に公表した実態調査から、同法によって起業が促進されたことはうかがえますが、同時に、経営上の問題点として、資本調達の困難性が浮き彫りになっています。

そこで、制度運用について、起業が促進されたこと以外に具体的にどのような成果があつたのか、経済産業大臣にお伺いいたします。

金調達の困難性が浮き彫りになっています。

そこで、制度運用について、起業が促進されたこと以外に具体的にどのような成果があつたのか、経済産業大臣にお伺いします。

さらに、基本法たる会社法において、最低資本金制度に関する再度方針の転換に至った理由について、法務大臣にお伺いいたします。

債権者が取引に係るリスクを的確に把握するためには、常日ごろの企業情報、特に計算書類の開示がなされていることが必要です。開示情報の正確性を担保する手段として会計参与制度が導入されようとしています。

特に、中小企業に限定して考えた場合、会計参与の扱い手は税理士が中心になるものと思われますが、当該制度が十分に機能するためには、中小企業に対する啓蒙とともに、会計専門家としての責任の大さについて改めて税理士の皆さんに強く認識をしていただき、果たすべき役割を再確認していくただくことが肝要と思われますが、いかがでしょうか。谷垣財務大臣に答弁を求めます。

小泉総理は以前、いみじくも「人生いろいろ、会社もいろいろ」と述べておられましたが、今次会社法案によれば、一口に株式会社といつても、いろいろな機関形態が選択可能となるようです。ただ、選択肢を知らない利用者は従前の制度そのまま利用することになってしまいます。株組みをつくるだけではだめで、それを支える基盤を構築することで、ようやく完成を見るのです。

それなのに、この本会議場にこうして空席が立つのはどうしてなのでしょう。小泉首相がいらっしゃらないのはどうしてなのでしょうか。本法案をこれから審議していくに当たって、真摯で精緻な議論が行われることを希求いたしまして、質問を終わります。(拍手)

#### 〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕

○國務大臣(竹中平蔵君) 四月五日の本院総務委員会の件及びそれにかかる与野党合意についてお尋ねがございました。

国会運営に関する事柄については、与野党間で

な機関構造が望ましいとお考えか、民営化によってつくり出される巨大企業において、実効的なガバナンスを達成するのに最良の選択肢は何であると考えか、竹中大臣、お答えください。

協議し、合意されたところに従つて対応しているところであります。今回の総務委員会の件に関しましては、いろいろな経緯の中で、情報収集面で不十分な点があり、状況を正確に掌握しております。

せんでした。大変御迷惑をおかけいたしました件については、まことに遺憾に存じます。今後、的確な情報伝達が行われるように努めてまいります。

また、政治的責任についてお尋ねがございました。国会に対しましては、誠意を持つて答弁に当たり、十分に説明責任を果たしてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申上げます。

郵政民営化に伴い設立される会社の組織形態についてお尋ねがありましたら、郵政民営化後の株式会社は機関構造について会社法等の一般的規制を受けることとなり、特別な規制を設けることは予定しておりません。したがつて、各会社がどのような機関構造となるかについては、各会社の目的、営む事業等の性格、ガバナンスのあり方に応じ、経営判断によつて最適なものが選択されるものと考えているところでございます。(拍手)

〔國務大臣南野知恵子君登壇〕

○國務大臣(南野知恵子君) 村越祐民議員にお答え申し上げます。

まず、敵対的買収への対抗措置の健全な制度運用と濫用に対する歯どめについてお尋ねがございました。

敵対的買収への対抗措置は、基本的には、それぞれの会社において工夫すべきところでございますが、企業の価値を維持向上させるものでなければならず、専ら経営者の自己保身を目的とするも

のについては、株主による差しとめや取締役に対する損害賠償請求等の対象となり、このことによつて濫用が防止される仕組みとなつていると理

解しております。

次に、LBOに対する規制に関するお尋ねがございました。

LBOに関する規制として、例えば、資本金に対する一定の比率以上の借り入れを一般的に禁止することとすれば、多くの企業が資金繰りに窮するおそれがありますし、買収資金に限つて規制をするとしても、友好的な買収のための資金調達をも困難にするという弊害を生じさせることになります。したがつて、民事法制の観点からは、LBOに対する規制を行うことは考えていません。

次に、最低資本金制度に関する方針を転換した理由についてお尋ねがございました。

この制度のうち設立に対する規制となつていた部分を廃止した理由は、平成二年の商法改正により最低資本金制度が導入された後の経済情勢、諸外国の立法動向、近年における起業の促進の必要性の増大などの状況の変化にかんがみて、会社設立の障害となつている最低資本金制度を廃止し、他方で会社の財務状況の開示を充実させるとの方針が適当であるとの結論に至つたことによるものであります。

最後に、会社法案における新たな制度の定着に向けた施策についてのお尋ねがございました。

会社法案では、株式会社の機関設計の自由度を拡大することを始めとして、各会社がみずから

選択ができるよう、法律の内容について積極的な広報活動に努めてまいりたいと考えております。

(拍手)

〔國務大臣谷垣禎一君登壇〕

○國務大臣(谷垣禎一君) 村越議員にお答えいたしました。

会計参与と税理士についてのお尋ねがございました。

(拍手)

〔國務大臣谷垣禎一君登壇〕

会計参与制度につきましては、主として中小規模の株式会社の計算書類の適正化を担保するための制度として創設することとされておりまして、その担い手として税理士が含まれておりますのは、従来より税理士が中小企業の会計業務に適切に対応してきたことによるものと聞いております。

今後、税理士が会計参与としてその責務を十分に果たしていくことができますように、今般の会社法案を含めまして、会社法制定一般について幅広い知識の習得に努めるとともに、会計参与のあり方についても理解を深めていただきたいと考えております。(拍手)

この制度のうち設立に対する規制となつていた部分を廃止した理由は、平成二年の商法改正により最低資本金制度が導入された後の経済情勢、諸外国の立法動向、近年における起業の促進の必要性の増大などの状況の変化にかんがみて、会社設立の障害となつている最低資本金制度を廃止し、他方で会社の財務状況の開示を充実させるとの方針が適当であるとの結論に至つたことによるものであります。

○國務大臣(中川昭一君) 村越議員にお答え申し上げます。

敵対的買収に対する対抗措置についてのお尋ね

でござりますけれども、経済産業省といしましては、敵対的買収に対する防衛策は、経営者の保身となるものではなく、あくまで企業価値を守るためのものとして運用されるべきものであると考

えております。

こうした公正な防衛策のあり方につきまして討するため、昨年九月から、企業価値研究会を立

ち上げ、検討を重ねてまいりました。

先月七日に公表いたしました論点公開の骨子では、公正な防衛策とするために、防衛策は平時から導入しその内容を開示すること、有事の際の防衛策の扱いについては、取締役の恣意的な判断を排除することなどの工夫を提示しております。

当者といたしましては、論点公開に寄せられるさまざまな意見を踏まえ、法務省と共同いたしました。

会計参与制度につきましては、主として中小規模の株式会社の計算書類の適正化を担保するための制度として創設することとされておりまして、その担い手として税理士が含まれておりますのは、従来より税理士が中小企業の会計業務に適切に対応してきたことによるものと聞いております。

また、二〇〇四年三月に実施いたしました実態調査によりますと、本制度による副次的効果といいまして、制度を利用して起業により約四万人の新規雇用が創出されたと推定され、また、本制度を利用した女性起業家の割合が二一%となつており、女性の社会進出を促す効果もあらわれております。

以上のように、財政負担に依存することなく、起業に係る制度のハードルの引き下げにより、我が国経済の活性化にとって好ましい効果が生まれているものと認識しております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 村越祐民君から再質疑の申し出がありますから、これを許します。村越祐民君。

○村越祐民君 答弁漏れがございましたので、竹中大臣と、また南野大臣、まだ若干不明な点がありましたので、南野大臣に一点お伺いしたいと思います。(拍手)

敵対的買収への対抗措置は、基本的には、それぞれの会社において工夫すべきところでございますが、企業の価値を維持向上させるものでなければならず、専ら経営者の自己保身を目的とするものであります。(拍手)

官 (号) 外)

まず、竹中大臣。私は、責任をとる場合は辞職するほかはないんじやないかということをお伺いをしました。この点に関してお答えになつていいので、明快にお答えいただきたい。

我が党は、大臣がおやめになるまで徹底的に追求していくということを改めて宣言をしておきました。(拍手)

それから、南野大臣。今回の会社法案は、いわばこれまでのかたい会社法からやわらかい会社法へと大きく方向転換をするものだと考えます。選択肢があることは歓迎されるにしても、特に中企業の経営者の皆様は、技術革新であつたり営業活動、あるいは資金繰りに奔走する過酷な日々が続いているんです。起業実態に即した改正といふのがこの会社法案ですが、中小企業経営者の皆様に十分メリットを知つていただかなければ、この法案の意義も半減してしまうのではないか。

大臣の御回答ではそうした点が欠落しているんですね。言いかえれば、国民の顔が見えていないと指摘されても仕方がないと思います。少なくとも大臣御自身が、この会社法案が成立した後、それを定着させるための施策としてどのようなことをお考えなのか、アイデアのみでも結構ですので、お答えいただきたいと思います。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○國務大臣(竹中平蔵君) 政治責任につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国会に対しまして、誠意を持って答弁に当たり、十分に説明の責任を果たしてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

まず、竹中大臣。私は、責任をとる場合は辞職するほかはないんじやないかということをお伺いをしました。この点に関してお答えになつていいので、明快にお答えいただきたい。

我が党は、大臣がおやめになるまで徹底的に追求していくということを改めて宣言をしておきました。(拍手)

それから、南野大臣。今回の会社法案は、いわばこれまでのかたい会社法からやわらかい会社法へと大きく方向転換をするものだと考えます。選択肢があることは歓迎されるにしても、特に中企業の経営者の皆様は、技術革新であつたり営業活動、あるいは資金繰りに奔走する過酷な日々が続いているんです。起業実態に即した改正といふのがこの会社法案ですが、中小企業経営者の皆様に十分メリットを知つていただかなければ、この法案の意義も半減してしまうのではないか。

大臣の御回答ではそうした点が欠落しているんですね。言いかえれば、国民の顔が見えていないと指摘されても仕方がないと思います。少なくとも大臣御自身が、この会社法案が成立した後、それを定着させるための施策としてどのようなことをお考えなのか、アイデアのみでも結構ですので、お答えいただきたいと思います。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○議長(河野洋平君) 谷口隆義君。

〔谷口隆義君登壇〕

○谷口隆義君 公明党の谷口隆義でございます。(発言する者あり)

○議長(河野洋平君) 御静粛に願います。

○谷口隆義君(続) 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました会社法案及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして質問を行うものであります。(拍手)

今回の会社法案は、日本経済が高度成長から安定成長、バブル崩壊に至る中で、日本企業は、企業業績の低迷や不祥事の多発に加え、経済のグローバル化、また金融や雇用の不安など新しい構造問題を抱えることになり、従来の商法では対応が困難となり、規制緩和の流れの中で、大幅な自由化を進めつつ新たなルールを整備したものになります。

積極的な広報活動をというようなことの内容ではこれまで、新しい法律が制定される都度、法務省のホームページへの掲載、ポスター、パンフレット等による広報、担当者による各種雑誌への解説記事の執筆、主要都市での説明会の開催等を行なうほか、実際に制度を利用する関係団体、先ほどお尋ねの中企業なども含まれておりますが、それらの協力を得て、その周知徹底を図ってきました。

本法律案につきましても、このようなさまざまなかかる施策を通じて、法律の内容の周知徹底に遺漏のないよう努めてまいりたいと考えております。(拍手)

これまでの会社法制の改正は、大規模会社の制度改正に重きが置かれていた感が否めません。しかししながら、会社法制の最大のユーザーは紛れもなく中小企業であり、中小企業こそが我が国経済の活力の源泉であり、雇用の大きな担い手でもあります。我が国経済のさらなる回復を望むのであれば、中小企業の自由で活発な事業活動を後押しする方向での改正は不可欠であります。

今回の会社法案では中小企業にどのような整備を行い、その改正は中小企業にどのような影響を与えるとお考えでしようか。南野法務大臣、中川経済産業大臣にお尋ねをいたします。

利用者の立場に立った改正ということで忘れてはならないのが、既存の法律を利用していた会社に新たな負担を生じさせないということであります。今回の会社法案では株式会社と有限会社が統合されることになり、既存の有限会社が一体どうなるのかが重要な問題になるわけであります。

この点に関しまして、どのような経過措置が設けられているのでありますか。また、例えば純資産がマイナスといったような有限会社の場合、統合に当たつてどのような対応をお考えあります。

次に、仮称合同会社、LLCと申しますけれども、LLCについてお伺いをいたします。

これは、創業の活発化、情報・金融・高度サービス産業の振興、共同研究開発、産学連携の促進を図るということで出資者の有限責任が確保された新しい事業体の創設であります。

私からは、利用者の立場を意識した改正という視点から、会社法案の内容についてお伺いをいたします。

これまでの会社法制の改正は、大規模会社の制度改正に重きが置かれていた感が否めません。しかししながら、会社法制の最大のユーザーは紛れもなく中小企業であり、中小企業こそが我が国経済の活力の源泉であり、雇用の大きな担い手でもあります。我が国経済のさらなる回復を望むのであれば、中小企業の自由で活発な事業活動を後押しする方向での改正は不可欠であります。

今回の会社法案では中小企業にどのような整備を行い、その改正は中小企業にどのような影響を与えるとお考えでしようか。南野法務大臣はどのようにお考えなのか、御答弁をお願いいたします。

次に、企業買収についてお伺いをいたします。

我が国企業社会にあつては、株式持ち合いの解散などによる浮動株の増加や外国人持ち株比率の増大に伴い、敵対的買収に対する懸念が增大いたしております。先ごろのニッポン放送株式をめぐるライブドアとフジテレビの買収劇は国民の大きな関心を呼んでおり、当該企業にかかる皆様も心中穏やかなものがあると思うわけであります。

現行法においても、株主の利益を損なわない限り、敵対的買収に対する防衛策は可能であるわけありますけれども、今回の会社法案では、これが現行法と比べてどのように変わるのでありますか。南野法務大臣にお伺いをいたします。

また、敵対的買収防衛策についてどのような検討が行われているのでありますか。中川経済産業大臣にお伺いをいたします。

改正会社法の中における企業観についてお尋ねをいたします。

企業は一体だれのもののかという議論があります。株主のものという考え方もあり、また、先ほどから出でおりますけれども、企業の利害関係者、従業員、債権者、地域住民などのステークホルダーのものという考え方もあるわけあります。

我が国では、企業とは社会的実在であるということ考究が従来は強かつたよう考究るわけあります。企業を商品のごとく高値で売るということが何の抵抗もなく行われることがあるわけありますけれども、企業の社会的存在という視点を見逃すわけにはまいりません。会社法案では、一体どうな理念のもとで考究られているのでありますか。南野法務大臣にお尋ねをいたします。

会社法制は、現代社会において欠かせない存在である会社を規律する基本法に位置づけられる法制度であり、その改正は、会社法の直接の利用者のみならず、会社と関係を有するあらゆる人々に影響を及ぼすものであります。国際社会の中での我が国企業のあり方が問われ、また経済社会の変化に対応した企業行動が求められる時代に

あつて、本法案の重要性を十分認識すべきであると申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣南野知恵子君登壇〕 谷口隆義議員にお答え申します。

まず、会社法案における中小企業に関する改正内容についてのお尋ねがございました。

会社法案では、会社制度の利用者の大半を占める中小企業の視点に立った規律の見直しを行うこととしております。

次に、既存の有限会社についての経過措置についてお尋ねがございました。

株式会社と有限会社とが統合されることにより既存の有限会社に新たな負担を強いるべきではないとの観点から、既存の有限会社については、純資産がマイナスである場合を含めてそのまま存続が維持されるような経過措置を設けております。

次に、敵対的買収に対する企業防衛策についてどのような改正があるのかとのお尋ねがございました。

会社法案では、普通株式をいわゆるボイズンビルつきの種類株式に変更する手続を設け、公開会社が黄金株だけを譲渡制限株式にすることを認めることによる改正を行つことに、諸外国で一般的なボイズンビルや黄金株等を用いた防衛策を導入しやすくしております。

最後に、会社法案における企業観についてのお尋ねがございました。

会社は、株主による出資を存続の基盤としているという意味で、株主のものであると同時に、議員御指摘のとおり、取締役の意思決定により、従業員、取引先を初めとする会社の利害関係者のために活動する社会的存在であるという側面もござります。会社法案では、会社を単なる商品ではなく、経済を支える基本的な構成単位ととらえた上で、各利害関係者の利益に十分配慮した法制を整備しております。（拍手）

〔国務大臣伊藤達也君登壇〕

まず、会社法の改正が中小企業に与える影響に

ついてのお尋ねでございますが、今回の改正事項の中で、特に中小企業に関連が深いものとして、株式会社制度と有限会社制度の統合、株式会社における機関設計の柔軟化、会計参与制度の導入などが挙げられます。

このような改正は、中小企業の効率的な経営や信用力の向上に資するものであり、経済産業省といいたしましても、その円滑な普及に努めてまいりたいと考えております。

敵対的買収の防衛策についてのお尋ねがございまますけれども、経済産業省では、昨年九月から、企業価値研究会を立ち上げ、企業価値向上、グローバルスタンダード、内外無差別、選択肢の拡大という四つの視点から、公正な防衛策のあり方について検討を重ねてまいりました。

先月七日に公表いたしました論点公開の骨子では、公正な防衛策とするため、防衛策は平時から導入しその内容を開示すること、有事の際の防衛策の扱いについて、取締役の恣意的な判断を排除することなどの工夫を提示しております。

当省いたしましては、論点公開に寄せられるさまざまな意見を踏まえ、法務省と共同して、合理的な防衛策に関する指針の策定などを行いたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣伊藤達也君登壇〕

まず、会社法改正案について質問します。（拍手）

LSCやLSPの連結の範囲についてお尋ねがございました。

証券取引法に基づく連結財務諸表においては、親会社が他の会社等を支配している場合、これを子会社として連結しなければならないとされており、LSCやLSPについても、親会社が支配していると認められる場合には連結されることになります。

LSCやLSPは、組織形態が多様であることが予想されるため、支配しているか否かの判定に当たつては、実態に応じた検討を行う必要があるものと考えます。今後は、LSCやLSP等をめぐる経済取引の動向等を注視し、企業会計基準委員会と連携しながら、適正な会計処理が行われるように努めてまいります。（拍手）

○議長（河野洋平君） 佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

会社法改正案について質問します。（拍手）

今、日本の企業に問われているのは、国民に衝撃を与えたさまざまな不祥事の発生原因を明らか

官 (号) 外)

にし、コンプライアンスを初め、企業の社会的責任を明確にする法整備があります。

この一年、コクド、西武鉄道による商法違反、証券取引法違反事件、JFEの汚水排水事件、三菱地所、三菱マテリアルの土地汚染隠ぺい事件、三井住友トラックによるたび重なるリコール隠し、力ネボウの粉飾決算など、重大な企業犯罪が繰り返されています。

このような行為が、時には国民の命を奪い、健康をむしばんでおります。それだけでなく、企業そのものの存立基盤を揺るがせ、日本経済再生の障壁にさえなっているのであります。

この事態を克服するため、今すべきことは、企業経営の透明性と規律を高めること、国民や従業員による監視を強めることであり、そのことを通じて企業に社会的責任を果たさせることではなにでしょうか。初めに、竹中経済財政政策担当大臣の答弁を求めます。

提案された会社法案は、果たしてこれらの問題にこたえるものになつているのでしょうか。

第一は、経営者の自由度拡大と社会的責任の問題です。

今回の会社法改正では、これまで会社法が課してきましたさまざまな規制を大幅に緩和するとともに、利益配当決定の権限を株主総会から取締役会に移すなど、経営者の経営の自由度を大幅に拡大しています。また、これまで無過失責任とされていた取締役の責任を過失責任に後退させ、さらに、経営者の責任追及の手段とされていった株主代表訴訟のハードルを引き上げる改悪が行われています。

これでは、企業犯罪が減るどころか、逆に増大

するなどの弊害が起ころうくるのではありませんか。法務大臣の答弁を求めます。

第二は、グローバル化への対応です。

求められているのは、集団訴訟やディスカバリー制度など、アメリカにおいて一般投資家が事後的に経営者の責任を追及するために有効に機能している制度であります。ところが、日本経団連など経営者団体の強い反対によって実現しなかつたのであります。

アメリカでは、エンロンやワールドコム事件を契機に、不十分ながら、不正を働いた経営者への罰則強化、監査法人への監視強化、情報公開の強化などを柱とした企業改革法を成立させています。

ところが、日本では、大和銀行事件など株主代理訴訟による巨額の賠償判決を契機に、企業経営者の責任を問うどころか、経営者のなり手がいないなどとして、取締役の責任を引き下げる商法改正を行いました。

さらに、今回の会社法案によつて、日本において経営者の行動を事後チェックする事実上唯一の手段として有効に機能してきた株主代表訴訟に厳しい要件を持ち込み、取締役の責任を軽減しようとしておりました。

グローバル化のかけ声で、財界にとって都合のよいところだけを取り入れ、経営への牽制を減少させ、どうして企業犯罪を減らすことができるのでしょうか。せめて当面、アメリカ並みに経営者へのきちんとしたチェック体制を確立すべきではありませんか。法務大臣の答弁を求めます。

第三は、企業グループをめぐる問題です。

コクドと西武鉄道のように、親会社と子会社、

持株会社とグループ企業の不透明な関係が明らかになるなど、企業グループの責任の所在が問われております。

日本の企業法制は、一方で、グループ全体としての経営判断、連結会計、連結納税など経営におけるグループ支配を認めながら、他方で、企業責任については親会社と子会社は別とされています。そのため、例えば親会社によって子会社が破産させられても、子会社の債権者や労働者は親会社の責任を問うことはできないという理不尽な仕組みになつております。

欧米では、子会社に問題があれば親会社の責任を問う会社結合法制度が当然のルールとなつていています。なぜ、今回の改正でこうした制度をとらなかつたのでしょうか。法務大臣の答弁を求めます。

第四は、大企業の租税回避の問題です。

この間、ハンナン、武富士などが巨額の脱税で摘発され、コクドは法人税を一円も払わず、堤義明氏の膨大な所得隠しが指摘されています。こうした巨額脱税、租税回避がなぜ許されたのか。国民は、大企業の租税回避疑惑の真相究明と改善を求めております。

企業と株主の関係から見て、営利を目的とする企業の経営者が勝手に会社の財産を特定政党に献金すれば、それは本来、目的外の行為であつて、株主の利益を侵害する背任行為となります。他方、企業が利益追求のために献金し、その見返りを求めれば、それはわいろそのものであります。

企業のあり方を考える際、避けて通れないのは政治献金の問題であります。

企業と株主の関係から見て、営利を目的とする企業の経営者が勝手に会社の財産を特定政党に献金すれば、それは本来、目的外の行為であつて、株主の利益を侵害する背任行為となります。他方、企業が利益追求のために献金し、その見返りを求めれば、それはわいろそのものであります。

このようないくつかの企業が野放しにしてきたことが、特定の企業・業界と政治の腐敗、政官業癒着を生み出す原因の一つとなつたのであります。

しかも、国民との関係で見れば、選挙権を持たない企業が金の力によって政治を動かすことが、国民の参政権を著しく侵害することになるのは明らかであります。

企業・団体献金の禁止が、日本社会の中で企業が健全に発展する上で不可欠の緊急課題であることを強く指摘しておきます。(拍手)

最後に、竹中大臣に質問をいたします。

昨日の本会議で、あなたは、与野党合意の上で、私が出席する必要があるとの判断がなされたものについてはきちんと対応するが、総務委員会ではそのような合意がなされたとは、私は承知しておりませんと答弁をいたしました。

しかし、五日の総務委員会では、竹中大臣の出席について与野党が合意し、タイムテーブルまで

作成をされていたのです。

当日になつて突如欠席することは、議会軽視も甚だしく、その上本会議で、事実と全く異なる答弁をし、本日また、情報収集が不足していたなどと開き直るに至つては、国会を二重三重に愚弄するものと言わなければならず、断じて容認できるものではありません。(拍手)

竹中大臣に、本会議答弁の撤回と明確な謝罪を求めるとともに、どう責任をとるのか明らかにすることを求め、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(南野知恵子君) 佐々木憲昭議員にお答え申し上げます。

まず、会社法案では、大幅な規制緩和により弊害が生ずるのではないかというお尋ねがございました。

御指摘の利益配当決定権限についての改正は、利益配当の決定手法に関する株主側の選択肢を拡大するものでありますし、取締役の責任についての改正は、近代私法の原則である過失責任主義を採用することにより、その合理化を図るものでございます。

さらに、株主代表訴訟についての改正は、株主全体の利益を図るという制度の本来の趣旨にのつとつて制度の一層の実効化を図るものでございます。

したがいまして、これらの改正により、弊害が生ずることはないものと考えております。

次に、会社法制について、経営者への厳しい規律を設けるべきではないかとのお尋ねがございました。

会社法案では、会社経営が健全に行われるよう

にするため、すべての株式会社において決算公告

を義務づけることや、すべての大会社において取締役等の職務執行の適正を確保する体制の構築を義務づけることなどの改正を行つてあるところでございます。

最後に、親会社が子会社に問題を生じさせた場合の親会社の責任に関するお尋ねがございました。

親会社の違法な行為によって損害を受けた子会社の債権者や従業員は、民法や会社法の規定により、親会社やその取締役に対して損害賠償を請求することができますので、会社法案では、その保護のための特別な制度は設けておりません。

(拍手)

○國務大臣(谷垣禎一君) 佐々木憲昭議員にお答え申し上げます。

まず、大企業の租税回避といつた問題についてお尋ねがありました。

個別の事案に関してはお答えをいたしかねます。また、大企業の租税回避といつた問題についてお尋ねがありました。

この合同会社の課税関係については、その法的位置づけや他の会社形態とのバランスなどを踏まえたながら、御指摘のような租税回避に用いられることのないよう、適切な課税関係を構築していく必要があると考えております。

(拍手)

○國務大臣(谷垣禎一君) 佐々木憲昭議員にお答え申し上げます。

お尋ねがありました。

個別の事案に関してはお答えをいたしかねます。また、大企業の租税回避といつた問題についてお尋ねがありました。

個別の事案に関してはお答えをいたしかねます。また、大企業の租税回避といつた問題についてお尋ねがありました。

個別の事案に関してはお答えをいたしかねます。また、大企業の租税回避といつた問題についてお尋ねがありました。

個別の事案に関してはお答えをいたしかねます。また、大企業の租税回避といつた問題についてお尋ねがありました。

個別の事案に関してはお答えをいたしかねます。また、大企業の租税回避といつた問題についてお尋ねがありました。

個別の事案に関してはお答えをいたしかねます。また、大企業の租税回避といつた問題についてお尋ねがありました。

それから、新しい会社類型が大企業の課税回避のために使われることになるのではないかということをお問い合わせでございました。

会社法案によって創設されます合同会社制度について、創業段階のベンチャー企業あるいは合併会社その他、少人数により事業を行うための会社に適した新たな会社類型として、私法上の観点から創設されるものと承知しております。その趣旨に沿った活用を期待しております。

この合同会社の課税関係については、その法的位置づけや他の会社形態とのバランスなどを踏まえたながら、御指摘のような租税回避に用いられることのないよう、適切な課税関係を構築していく必要があると考えております。

また、そういう課税関係を踏まえまして、国税当局においても、適正、公平な執行に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

また、そういう課税関係を踏まえまして、国税当局においても、適正、公平な執行に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

また、国会運営に関する事柄については、与野党間で協議し、合意されたところに従つて対応しているところであります。今回の総務委員会の件に関しましては、いろいろな経緯の中で、情報収集面で不十分な点があり、状況を正確に掌握しておりません。

また、大変御迷惑をおかけいたしました件について、まことに遺憾に存じます。今後、的確な情報伝達が行われるように努めてまいります。

また、国会に対しまして、誠意を持つて答弁に当たり、十分に説明責任を果たしてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いを申上げます。(拍手)

また、国会に対しまして、誠意を持つて答弁に当たり、十分に説明責任を果たしてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いを申上げます。(拍手)

また、国会に対しまして、誠意を持つて答弁に当たり、十分に説明責任を果たしてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いを申上げます。(拍手)

○國務大臣(竹中平蔵君) 佐々木議員にお答え申し上げます。

○國務大臣(竹中平蔵君) 佐々木議員にお答え申し上げます。

企業の法令遵守経営についてのお尋ねがございました。

健全な企業経営は、消費者を初めとする社会からの信頼と共に基本であります。近年の企業不祥事の多発を背景として、事業者に対する消費者の信頼が揺らいでおります。このような事態を置すれば、我が国の市場経済そのものの不信にもつながりかねません。

このため、昨年改正された消費者基本法では、基準を作成することなどにより消費者の信頼を確保するよう努めることができます。このように事業活動に関して、事業者みずからが遵守すべき

たに規定されたところでござります。

また、労働者が事業者の犯罪行為や法令違反行為を通報しても、解雇等の不利益な取り扱いがなされないように保護するとともに、事業者の法令遵守を促すことを目的として、公益通報者保護法が制定されたところでございます。

企業が法令遵守を徹底し、社会的責任を果たしていくことで、国民生活の安全、安心が確保されるよう、今後とも、これらの法律に基づく施策を着実に実施してまいる所存でございます。

四月五日の本会議における私の答弁についてお尋ねがございました。

国会運営に関する事柄については、与野党間で協議し、合意されたところに従つて対応しているところであります。今回の総務委員会の件に関しましては、いろいろな経緯の中で、情報収集面で不十分な点があり、状況を正確に掌握しております。

また、大変御迷惑をおかけいたしました件について、まことに遺憾に存じます。今後、的確な情報伝達が行われるように努めてまいります。

また、国会に対しまして、誠意を持つて答弁に当たり、十分に説明責任を果たしてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いを申上げます。(拍手)

します。

午後二時二十九分散会

官 報 (号 外)

報 (号外)

衆議院議員島聰君提出マニフェストで掲げられた社会保険改革への取り組みに関する質問に対する答弁書

平成十七年三月二十五日提出  
質問 第三七号

関西電力美浜原発三号機事故の労働災害等に  
関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

関西電力美浜原発三号機事故の労働災害等  
に関する質問主意書

原発の下請労働者の労災はこれまで隠されてき  
て、癌や白血病などによる死亡も、なかなか実態  
が明らかにされてきていない。したがって、昨年  
八月の関西電力(以下関電といふ)美浜原子力発電  
所三号機の二次冷却水漏洩事故の労災の全容解明  
に取り組むことは、これから原発労災解明や対  
策につながる重要な契機になるものである。

この関電の事故は、火力発電所のタービン建屋  
の事故と同じもので、原発とは結びつかない普通  
の事故というものではない。そのことは、関電自  
身が、その「定期安全レビュー」の中で、一九八六  
年アメリカのサリー原発における二次系冷却水配  
管破断事故や一九七九年のスリーマイル島原発事  
故で二次冷却水喪失が炉心溶融事故になったこと  
を記述していることによつても明らかである。

関電美浜原発三号機事故は、原発本体の事故に  
つながりかねない重大な内容をもつ事故であつ  
た。しかも、この事故では、下請作業に入つてい  
た木内計測の四人(後につづけに一人増えて五人)の  
労働者が気道の火傷によつて窒息死し、他の六人

がひどい大火傷を負つて入院するという重大な事態を生じた。

それだけに、被災の実態をきちんと調査する必要がある。そこで、事故発生直後の昨年八月十日に、現地において提供を受けた被災直後の写真を精査してみると、表一のリストのように、事故發生時にタービン建屋内で定期点検準備作業に従事していた企業名と、企業ごとの登録作業員数が明らかになつた。

関電の報告によると、実際に、タービン建屋内にいたのは下請会社百四人と関電社員一人の合計百五人、そのうち、事故発生時には、一階に六十人、二階に二十人、三階に二十五人がいたということである。下請仕事は企業ごとに内容が異なるから、ほぼまとまつた場所で行われる。したがつて、企業別に労働者が建屋内のどこでどういう仕事をしている時に、事故に遭遇したかはすべて明瞭になるはずである。

建屋内にいたすべての労働者が、百四十度Cを超える十気圧に加圧された八百トン、学校プール三つ分の大量の高温・高圧の熱水の中に置かれ、百度Cを超える高温蒸気にさらされた事故であつた。したがつて、火傷や肺をはじめとする気管支に障害は出なかつたかなど、全員の健康調査は当然のことである。

この事故で、木内計測の十一人だけが死傷者となり、他の十三社の九十四人は、同じ条件の中に入つて何の被害も受けなかつたというのは、普通では考えられない事態である。

よつて、次のとおり質問する。

(一) 関電は、二次系冷却水の大量漏洩については、「定期安全レビュー」の中で、一九八六年

アメリカのサリー原発でも同様の二次系冷却水配管の減肉による破断事故で死傷者が出了こと、また、一九七九年同じくスリーマイル島原発では二次冷却水喪失が原子炉本体に影響を及ぼして炉心溶融の大事故になつたことを示していた。

政府は、昨年八月の関電美浜三号機事故が、原発本体の事故につながりかねない重大な内容をもつ事故であつたと考えているか。それとも、原発事故につながる心配は全くない普通の事故と考えているのか。

(二) この「定期安全レビュー報告書」で、関電は「一九七五年から計画的に肉圧測定を行つており、検査したが問題になる減肉はなかつた」としていた。この時、国は、何ヶ所か抜き打ち的に測定して、減肉の状況をチェックして、関電の報告書に間違いがないかどうか独自の検査を行つたのか。

さらに、この「定期安全レビュー報告書」で、関電が「サリー原発のような事故は起こらない」としたことに対する、通産省(現・経済産業省)が、「確率論的安全評価」などを行つて妥当なもの」としてきたことを、政府は今でも正しい評価であつたと考えているのか。

(三) 表一に掲げた企業ごとに、その社員がそれぞれ何人で、どこで事故に遭遇し、健康調査の結果どんな被害を受けていたのか、明らかにされたい。

現地の労働基準監督署が、事故当日に「調査を詳細に実施した」のであれば、前記質問(二)の内容については、百五人の労働者一人一人について、事故発生時にどこで作業をしていたか、建屋外へ逃げ出すまでに何分の時間を要したか、さらに体の火傷の状態はどうだったか、百度Cを超える高温蒸気を吸い込んだのか、肺をはじめとする気管支に障害は出なかつたのか、気管支の火傷の度合いはどうあつたかについては、医療機関の全員検診の結果も含めて掌握しているものと考えら

たとしている調査内容と結果を具体的に明らかにされたい。

(五) 五人の犠牲者は気道の火傷による窒息死で、あつただけに、建屋内にいた全労働者の気管支はじめ検診を行うことは労働災害に取り組む立場から当然のことである。

この点で、タービン建屋三階にいた関電社員一人についても、また、関電消防隊など、事故直後に救援に入った関係者についても検診は行つたのか、厚生労働省の取組みを報告されたい。

(六) 労働災害を防ぐための、労働安全衛生に責任を負う管理者は現場にいなかつたのか。関電職員は、事故発生当時、タービン建屋周辺に何人いたのか。タービン建屋内にいた関電社員は、三階の一人を除いて、他にいかつたのか。

三月十二日に、原子力安全・保安院は、関電美浜原発三号機の配管の肉圧測定や管理業務を関電は下請の「日本アーム」という企業に丸投げしていたことを明らかにした。

通常、関電が定期点検や定期点検準備作業を行うう、作業の全体を指揮監督する管理者や労働安全管理者を置かなくなつてゐるのか。点検業務の丸投げで元請けとなつた日本アームの社員は、事前準備作業を指揮監督する管理者や労働安全管理者を置かなくてよいことになつてゐるのか。

以上のことについて、厚生労働省は、特に行政指導を行わず、監督上の行政責任は負わぬことになつてゐるのか。

(表1)タービン建屋内にいた下請企業とその労働者

	当日登録 作業員数 (人)	事故時構内 作業員数(人)			死傷者の状態
		1階	2階	3階	
関西電力社員				1	
関電興業	18				
清水興業	14				
岬二三崎興業	21				
知場工業	3				
太平電業	5				
ニチアス	9				
三菱電機	17				
木内計測	11	5	6	0	死亡5、火傷6
川口電気	8				
関電化工	2				
クリハラント	45				
日本建設工業	55				
三菱重工	6				
原子力エンジニアリング	7				
合 計	221	60	20	25	

1階～3階合計105人

他に、当日の登録作業員0であった2社(宮川、中の)がリストに載っている。

内閣衆質一六二第三七号

平成十七年四月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員吉井英勝君提出関西電力美浜原発三号機事故の労働災害等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君提出関西電力美浜原発三号機事故の労働災害等に関する質問に対する答弁書

## (一)について

平成十六年八月九日に関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)の美浜発電所三号機(以下「美浜発電所三号機」という。)において発生した二次系配管の破損事故(以下「本件事故」という。)による原子炉への影響については、同年九月二十七日の美浜発電所三号機二次系配管破損事故調査委員会において、原子炉の安全に係る系統は正常に作動しており、原子炉圧力、一次冷却材温度等の主要なパラメータは、平成五年四月十九日付けで申請のあつた関西電力株式会社美浜発電所三号機原子炉設置変更許可申請書記載の安全評価解析で想定した「主給水管破断」事故の解析結果を上回る影響を示していないなかつたことを確認した。また、本件事故による二次系配管の破損により冷却水が系外に流出したが、美浜発電所三号機は、加圧水型軽水炉と呼ばれるものであり、当該冷却水中に放射性物質は含まれておらず、周辺環境への放射線による影響は認められていない。

しかしながら、本件事故は、原子力発電所で発生したものであり、かつ、死傷者十一人という前例のない深刻な結果をもたらしたことから、政府としては、本件事故を原子力発電所における重大な事故と受け止めている。

## (二)について

平成十二年五月に関西電力から当時の資源工ネルギー庁に提出のあった「美浜発電所三号機定期安全レビュー報告書」中の「事故・故障等の経験反映状況」において、「昭和六十一年頃からP-W-R点検計画として計画的な肉厚測定が行われおり、当時、特に異常な減肉を示している部分は認められなかつた」という記述がある。

この事故・故障等の経験反映状況については、平成十二年五月に当時の資源工エネルギー庁が取りまとめた「関西電力株式会社美浜発電所三号機定期安全レビューの評価について」において、事故・故障等発生時の対応措置、トラブル経験の反映の仕組み、緊急時の措置が確立し、これらが適切に実施されているかという観点から、国は専門家の意見を聴いて評価を行つたが、国自らが配管の減肉に係る状況を検査により直接確認はしていない。

また、関西電力の右報告書中の「事故・故障等の経験反映状況」において、「サリー発電所二号機のような事象は発生しないと考えられた」という記述がある。当該記述を含めた報告書全文に掲げる各事業者に対して所轄の敦賀労働基準監督署が行つた聞き取りの結果により、本件事故は、タービン建屋を南北に均等に三区分した場合の北側区域の二階で発生した。別紙に掲げる各事業者に対して所轄の敦賀労働基準監督署が行つた聞き取りの結果により、本件事故の発生時にタービン建屋等の内部にいた五百人の労働者の場所ごとの数は、タービン建屋の南側区域では一階二十五人、二階六人、三階三人、中間区域では一階二十九人、二階零人、三階七人、北側区域では一階二人、二階十二人(うち木内計測株式会社の労働者五人が死亡、六人が負傷)、三階零人、南側区域が中間区域かは特定できないが、いずれかの区域の三階で十一人であり、また、中間建屋では、一階四人、二階二人、三階四人であること及び被災した木内計測株式会社の十一人の労働者(以下「被災労働者」という。)以外の者は、本件事故の発生直後、直ちに退避しており、いずれも被災していないことを確認している。なお、被災労働者は、本件事故の発生時には、全員がタービン建屋の二階の本件事故により破損した二次系配管の付近で作業しており、そのうち五人は一階に退避したところを救護されたものである。

## (五)について

お尋ねの「検診」は実施していないが、敦賀労働基準監督署が行つた聞き取りや、関西電力が

## (三)について

所轄の敦賀労働基準監督署が行つた聞き取りによれば、本件事故の発生時に美浜発電所三号機のタービン建屋及びタービン建屋と原子炉建屋の間にある中間建屋(以下「タービン建屋等」という。)の内部にいたことが確認されたのは、別紙に掲げる事業者の労働者であり、事業者別及びタービン建屋等の階層別の労働者数並びに労働者の被災の状況は、別紙のとおりである。

(四)について

本件事故は、タービン建屋を南北に均等に三区分した場合の北側区域の二階で発生した。別紙に掲げる各事業者に対して所轄の敦賀労働基準監督署が行つた聞き取りの結果により、本件事故の発生時にタービン建屋等の内部にいた五百人の労働者の場所ごとの数は、タービン建屋の南側区域では一階二十五人、二階六人、三階三人、中間区域では一階二十九人、二階零人、三階七人、北側区域では一階二人、二階十二人(うち木内計測株式会社の労働者五人が死亡、六人が負傷)、三階零人、南側区域が中間区域かは特定できないが、いずれかの区域の三階で十一人であり、また、中間建屋では、一階四人、二階二人、三階四人であること及び被災した木内計測株式会社の十一人の労働者(以下「被災労働者」という。)以外の者は、本件事故の発生直後、直ちに退避しており、いずれも被災していないことを確認している。なお、被災労働者は、本件事故の発生時には、全員がタービン建屋の二階の本件事故により破損した二次系配管の付近で作業しており、そのうち五人は一階に退避したところを救護されたものである。

(六)について

事業者は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十条の規定に基づき、一定の規模の事業場ごとに総括安全衛生管理者を選任しなければならず、また、同法第十二条の規定に基づき、一定の業種及び規模の事業場ごとに安全管理者を選任しなければならないこととされている。

関西電力からの報告によれば、本件事故の発生時には、関西電力が美浜発電所について選任した総括安全衛生管理者及び安全管理者(以下「安全管理者等」という。)は、タービン建屋とは別に同発電所内の事務所にいた。本件事故の発生時にタービン建屋内にいた関西電力の職員は一階に一人であり、タービン建屋の周辺にいた人数については確認できなかつた。

また、株式会社日本アームは、本件事故の発生した日には、タービン建屋内での作業を開始していなかつたことなどから、安全管理者等は選任する義務はなく、安全管理者等は置かれていなかつた。

厚生労働省においては、従来から労働安全衛生法に規定する安全管理者等の適切な選任等について周知及び指導を行つてきたところであるが、本件事故を踏まえ、平成十六年十月二十四日に、関西電力に対し、所轄の福井労働局から、事業場の責任者を中心とする安全管理活動の適切な実施等の事故の再発防止対策の徹底について、改めて指導を行つたところであり、今後とも適切に対処していく所存である。

## 官報(号外)

## タービン建屋等における事業者別及びタービン建屋等の階層別の労働者数並びに労働者の被災の状況

事業者	階層別の労働者数				被災の状況
	1階	2階	3階	合計	
関西電力株式会社	1	0	0	1	なし
岬工業株式会社	4	0	9	13	なし
株式会社知場興業	0	0	3	3	なし
三菱電機株式会社	3	3	0	6	なし
木内計測株式会社	0	11	0	11	死亡5、負傷6
関電化工株式会社	1	0	0	1	なし
株式会社クリハラント	18	3	12	33	なし
日本建設工業株式会社	32	1	0	33	なし
三菱重工業株式会社	0	0	1	1	なし
宮川興業株式会社	1	2	0	3	なし
合計	60	20	25	105	死亡5、負傷6

(単位：人)

致賀労働基準監督署調べ

平成十七年三月二十五日提出  
質問第三八号

## 大型量販店の火災対策に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

大型量販店の火災対策に関する質問主意書  
 二〇〇四年十二月に発生したさいたま市ドン・キホーテ浦和花月店の火災で、従業員三人の方が犠牲となつた。この事故は、これまでの大型量販店の火災事故とは異なる問題も明らかにした。ドン・キホーテの店舗(大阪市のパウ住之江公園店など)の現地調査によつて、買い物客とそこに働く労働者の安全を守る上で幾つかの問題が浮かび上がつてきた。

店舗内に「商品ジャングル・遭難注意」と表示されているが、その特徴としている「圧縮陳列」と呼ばれる商品の置き方は、企業利益第一主義にとどくもので、買い物客や従業員の安全が考慮されているのか、はなはだ疑問とされる。消防当局等が、業者に対して行政指導を行うにも、消防法や各自治体の火災予防条例などによつては、客と従業員の安全を守る指導を十分に果たすことが困難である実情を示している。

よつて、以下のとおり質問する。

(一) 現地調査によれば、二階の売り場に立つた時、平常時でも一階へどうすればみやかに下りられるかが分からぬ状況だが、火災発生時に停電となれば、全く脱出の仕方が分からなくなる配置になつている。  
 また、一階では、「入口」を入つたあと、もう一度「入口」に向かつて外へ出ようとしても外へ出られない仕掛けがなされてい

る。一階も迷路だが、その上、発災時には一向で避難が難しい。  
 要避難通路と一・二メートルの補助避難通路の確保が消防法と施行令、それを受けた自治体の火災予防条例によつて、義務づけられているが、商品棚の上に棒を出して商品を下げることで、実質的に避難通路幅を狭くすることなどについては行政指導がためらわれているのが実情である。

主要避難通路と補助避難通路の間に狭い通路を設け、両側に天井まで商品を陳列する棚を設けることによつて迷路の状態をつくりつている。この迷路状の商品陳列場所の中で、発災時の避難は大変難しくなつている。

大阪千日デパート火災の後の消防法施行令改正、熊本大洋デパート火災の後の消防法令の改正など、その度に火災を予防し、発災時に人命を守る規制を強めてきたが、規制基準の対象になるかどうかが明確になつていないものについては、行政指導が行えるように必要な措置をとるべきではないか。

(二) 千日デパート火災の場合、発火現場となつた二チイ衣料品売り場周辺の状況について「豊富な内部可燃物を媒体にして瞬間に燃焼範囲を拡大させ」て次々と高層階へと延焼したこと。「店内装飾が多く、大量の衣類が陳列され「しかも化学繊維を使用した製品が多かつた」ために、「煙と有毒ガスが大量に発生した」ことによつて、消火活動が困難を極め、犠牲者を拡大

したことが明らかにされている。(「大阪消防誌に見る消防史」)

過日のドン・キホーテ浦和花月店の火災事故でもこれが消火活動を長時間かかるものにして、三人の犠牲者を出してしまったにつながっている。

火災時の煙と有毒ガスの発生量を抑制す

る方策として、小売売り場における単位床面積当たりの化学繊維の量、揮発性危険物の量などの許容量を研究して、基準を示すことを考へるべきではないか。

(三) 家庭用パチンコ機のような重量物が一番上の棚に置かれているが、震災時にはこれが落下して買い物客を傷付けてしまう。だけではなく、商品の散乱で、迷路の中から客の脱出はさらに困難な状況になる。建物の耐震構造基準だけでなく、商品陳列に当たつての耐震基準を設けるべきではないか。

(四) ドン・キホーテ内部に「ポルノ・コ

ナ」が設けられていて、「一応十八歳未満の方は入らないで下さい」と書いたビニールの暖簾がかかってはいるが、その内部は性遊具をはじめポルノビデオなどが「圧縮陳列」されている。奈良県の幼女殺人事件などのなかで、無秩序で異常な性情報の氾濫や商業主義のあり方が問題になってきている。こういう時に、子供づれの家族も、子供だけでも出入りできる商業施設で、出入りしやすいポルノ・コーナーを設置する大型商業施設そのものが異常といえる。

政府は、地方自治体が大規模小売店舗の出店にあたって地域の環境や防災対策の立場から、火災対策、地震対策、子どもを性

情報の商業主義的氾濫から保護する必要な規制を、営業時間を含めて行う条例の制定等を支援するべきではないか。また、地方

分権の障害となり、地方自治体を規制している「大規模小売店舗立地法」第十三条の規制を廃止する立場で、法制定五年経過後の見直しを行なうべきではないか。

(五) 風俗営業適正化法第二条第六項第五号で

は「店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそ

そる写真、ビデオテープその他の物品で政

令で定めるものを販売し、又は貸し付ける

営業」と店舗型性風俗特殊営業の定義を示

している。

ドン・キホーテは「専ら」「性遊具等」を販売する店舗ではないが、ドン・キホーテの中の「ポルノ・コーナー」は「専ら、性的好奇心をそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるもの」、性遊具を「販売して」いる。

同法は、「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」として、営業時間・区域を制限することにして、「専ら」ポルノ・ショップの出店は規制するものの、「ポルノ・コーナー」を含む店舗は「専ら」の定義に当てはまらないとして、青少年も出入りするドン・キホーテのような営業手法

十四年八月三十日付け消防安第三十九号消防防火安全室長通知において、必要な行政指導及び違反処理マニュアルの送付について」(平成十四年八月三十日付け消防安第三十九号消防防火安全室長通知)において、必要な行政指導を行なうこととしているところである。

消防機関においては、これらを踏まえ、いわゆる大型量販店においては、多くの種類の商品を取り扱っており、かつ、各商品の材質

内閣衆質一六二第三八号  
平成十七年四月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員吉井英勝君提出大型量販店の火災対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員吉井英勝君提出大型量販店の火災対策に関する質問に対する答弁書

(一)について

火災の予防に危険であると認められる物件又は避難その他の消防の活動に支障となる物件が存する場合には、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第五条の三の規定に基づき、当該物件の所有者等に対しても、放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去など同法第三条第一項各号に掲げる必要な措置を探るべきことを命ずることができることとされており、また、消防庁から消防機関に対して示した同法違反の是正のための「立入検査マニュアル」及び違反処理マニュアルの送付について」(平成十四年八月三十日付け消防安第三十九号消防防火安全室長通知)において、必要な行政指導を行なうこととしているところである。

(二)について

いわゆる大型量販店内における震災時の安全確保については、防災上の観点から重要であり、商品陳列の安全性を向上させるための方策について今後検討を進めてまいりたい。

(三)について

いわゆる大型量販店内における震災時の安全確保については、防災上の観点から重要であり、商品陳列の安全性を向上させるための方策について今後検討を進めてまいりたい。

(四)について

「火災対策、地震対策、子どもを性情報の商業主義的氾濫から保護する必要な規制」については、それぞれ消防法、建築基準法(昭和二十一年法律第二百一号)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)に基づき、所要の規制がなされているところであり、大規模小売店舗に限りしてこれらの規制を強化するような「条例の制定等を支援する」考えはない。

また、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第十三条の規定は、同法の制定に当たつて、大規模小売店舗に関し、経済的な規制から社会的な規制への政策の転換を行うという趣旨が、地方公共団体においても徹底されることが必要であつたことから規定されたものである。このような政策の転換以降の同法に連する施策について、経済産業省においては、産業構造審議会流通部会と中小企業政策審議会中

小企業経営支援分科会商業部会との合同会議を開催し、各方面から意見を聴いているところで

あり、これらの意見を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、評価・検討を進めているところである。

## (五)について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においては、善良の風俗と清淨な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープ等を販売し、又は貸し付ける営業など一定の営業に限って、営業時間、営業区域、年少者の営業所への立入り等を規制しているものであるところ、いわゆる大型量販店におけるお尋ねのような営業は、こうした営業に該当するものではなく、また、現在のところ、同法の規制の対象とすべく同法の改正等に取り組むことは考えていない。

平成十七年三月二十五日提出  
質問 第三十九号

## 社会保険庁の監修料返納等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

社会保険庁は、本年一月十四日、「社会保険庁をめぐる不祥事案等に関する調査報告書」の中で、監修料の実態に関する追加調査を公表した。

昨年には、否定していた監修料の経理課によるペール・分配が、組織的に行われていたことを認めざるを得なかつた。

右質問する。

内閣衆質一六二第三九号  
平成十七年四月五日

衆議院議長 河野 洋平殿 小泉純一郎

そこで、以下の実態を調査・把握して、明らかにした上で、その是非に関して、内閣の見解を問う。

## 一 過去五年、年度ごとに各課が経理課に渡した監修料額を各課ごとにお示し願いたい。

また、過去五年、年度ごとに経理課が各課に分配した監修料の分配額を、課ごとにお示し願いたい。また、それは職員ひとり当たりいくらか。

また、経理課が分配しないで、保管していた監修料は、年度ごとにいくらか。

二 各課では、それを何に使ったのか、夜食代、飲み代、タクシー代、私物購入費、税金等、使途明細を過去五年、年度ごとに、課ごとにお示し願いたい。

また、経理課が分配しないで、保管していた監修料は、何に使ったのか、年度ごとに明細をお示し願いたい。

三 プールされた監修料が一部、まだ、どこかに残っているということはないか。

四 現在、監修料の自主返納済の金額はいくらか、役職者ごとにお示し願いたい。現時点でしたとされる監修料を全額、返納しないのか。

衆議院議員長妻昭君提出社会保険庁の監修料返納等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 〔別紙〕

## 衆議院議員長妻昭君提出社会保険庁の監修料返納等に関する質問に対する答弁書

社会保険庁において調査したところでは、監修料は、社会保険庁各課の庶務担当者(以下「各課担当者」という。)から経理課予算班の担当者(以下「経理課担当者」という。)に渡され、経理課担当者から、毎年春と秋の二回、各課担当者に各課の職員数に応じた額が分配されており、また、当該監修料は、職員の深夜残業時の夜食代やタクシー代、職員同士の懇親会の費用などに充てられていた。このようなことは、監修料が組織的に管理されていたものと言わざるを得ず、国民の不信感を増大・増幅させるものであると考えているが、お尋ねの各課担当者が経理課担当者に渡した監修料の額、経理課担当者が各課担当者に分配した監修料の額等、経理課担当者が分配しないで保管していた監修料の額及び監修料の使途の明細については、監修料の受渡しや使途の明細を記録した文書が確認できないこと等から、社会保険庁において把握していない。

## 三について

社会保険庁において調査したところでは、経理課担当者及び各課担当者において管理された監修料については、平成十六年夏ごろまでに職員の深夜残業時の夜食代などに充てられており、残っていない。

## 四について

監修料は、個人としての社会保険庁の職員と出版社等との間の契約に基づく私的な報酬であること等から、受け取った監修料を返還するよう求めることは考えていないが、社会保険庁の幹部職員を始め一定の地位にあった者が、給与の一部を自主的に返納し、反省の意を表しているところである。また、給与の自主返納に当たつての目安は示されているものの、目標額は定められていない。平成十七年三月二十五日現在、社会保険庁に在籍した職員に係る分として約一億五千百万円の返納の申出があり、同日現在で返納があった額は、約一億三千六百万円である。その内訳は、次官・長官級に係るものが約千三百万元、局長級に係るものが約八百万円、次長・審議官級に係るものが約千七百万円、課長級に係るものが約二千五百万円、室長・企画官級に係るものが約二千四百万円、課長補佐級に係るものが約二千三百万円、その他に係るもののが約二千六百万円となっている。

## 三について

## 日本放送協会の受信料未納問題等に関する再質問主意書

平成十七年三月二十八日提出  
質問 第四〇号

日本放送協会の受信料未納問題等に関する再質問主意書

提出者 松野 信夫

日本放送協会の受信料未納問題等に関する再質問主意書

官報(号外)

意書を提出して、内閣から同年同月十八日付けで  
答弁書以下、前回答弁書を受領している。しかし  
前回答弁書では、まだ回答として不十分であ  
り、なお問題点もあるので、追加して次のとおり  
に質問する。

一 政府の前回答弁書では、受信料の納入率は各  
年度でおよそ九十六パーセント程度であるとい  
うことであるが、その分母が何であるか明らか  
ではない。そうなると、分母と分子はどうよう  
に定義をしているか、まずこの点を明確にされ  
たい。

二 受信料の納入率を問題にしているのであるか  
ら、まず分母としては協会と放送受信契約を締  
結して放送受信料を支払うべき者ということに  
なる。ところが前回答弁書では、「携帯電  
話、パソコンでのテレビ受像及び有線型のテレ  
ビ放送についても、利用者は・・・受信契約を  
締結して受信料を支払う義務がある」かという  
点については、これらが協会の放送を受信する  
ことのできる受信設備であれば、法第三十二条  
第一項及び日本放送協会受信規約第二条等の規  
定に従つて、協会と放送受信契約を締結して放  
送受信料を支払う義務があるのである」とし  
ている。

そうなると、携帯電話、パソコンでのテレビ  
受像及び有線型のテレビ放送についても、利用  
者は受信料を支払う義務がある場合とない場合  
とが存在することになる。では一体、これらの  
三機種について、どのような場合には義務があ  
り、またどのような場合には義務がないとい  
うのであるか、明らかにされたい。

三 前回答弁書では、このように義務がある場合

答弁書以下、前回答弁書を受領している。しか  
し前回答弁書では、まだ回答として不十分であ  
り、なお問題点もあるので、追加して次のとおり  
に質問する。

一 政府の前回答弁書では、受信料の納入率は各  
年度でおよそ九十六パーセント程度であるとい  
うことであるが、その分母が何であるか明らか  
ではない。そうなると、分母と分子はどうよう  
に定義をしているか、まずこの点を明確にされ  
たい。

二 受信料の納入率を問題にしているのであるか  
ら、まず分母としては協会と放送受信契約を締  
結して放送受信料を支払うべき者ということに  
なる。ところが前回答弁書では、「携帯電  
話、パソコンでのテレビ受像及び有線型のテレ  
ビ放送についても、利用者は・・・受信契約を  
締結して受信料を支払う義務がある」かとい  
う点については、これらが協会の放送を受信する  
ことのできる受信設備であれば、法第三十二条  
第一項及び日本放送協会受信規約第二条等の規  
定に従つて、協会と放送受信契約を締結して放  
送受信料を支払う義務があるのである」とし  
ている。

また事業所等住居以外の場所に設置する受信  
機については受信機の設置場所ごとに行うもの  
とされているが(日本放送協会受信規約第二条  
第二項)、それでは企業や各種団体が各部屋に  
それぞれテレビ受信機を設置している場合には  
それぞれの設置場所ごとに受信料支払い義務が  
発生するが、これについて、一体どのように  
して企業や団体の設置場所の数を特定している  
のか、明らかにされたい。

方、「携帯電話、パソコン及び有線型のテレビ  
放送での利用者の数及び・・・実際の納入率」  
については、協会においては集計しておらず  
ということであるから、こうした状況であれ  
ば、そもそも正確な分母は把握していないので  
はないかと考えざるを得ない。

以上のような状況であれば、どのようにして  
正確に協会の放送を受信することのできる受信  
設備を設置しないは所持管理している者を把握  
しているのか、明らかにされたい。

四 前回答弁書では「契約を締結すべき者の特定  
等については・・・協会の集金取扱者等におい  
て適切に対処している」としているが、どのよ  
うに適切に対処しているか不明である。そもそも  
も従来は、集金取扱者等がテレビアンテナを確  
認して徴収することが一般的であつたが、携帯  
電話、パソコンでのテレビ受像及び有線型のテ  
レビ放送などはそうした手法では無理であり、  
まず通常の方法では特定しようがないと考えら  
れるが、それでも特定できるとのうのであれ  
ば、実際どのようにしているのか明らかにされ  
たい。

また事業所等住居以外の場所に設置する受信  
機については受信機の設置場所ごとに行うもの  
とされているが(日本放送協会受信規約第二条  
第二項)、それでは企業や各種団体が各部屋に  
それぞれテレビ受信機を設置している場合には  
それぞれの設置場所ごとに受信料支払い義務が  
発生するが、これについて、一体どのように  
して企業や団体の設置場所の数を特定している  
のか、明らかにされたい。

五 前回答弁書では「協会のテレビジョン放送を  
全く視聴できないような受信設備を設置した  
者」には支払い義務はないとしている。しかし  
前回答弁書では一般論を聞いているので  
なく、「協会の総合テレビは受信できるが、  
教育テレビはほとんど映らない」とし、こうい  
う場合にも支払い義務が発生するかという質問  
である。再度、こうしたケースでも受信料を支  
払う義務はあると考えるかどうかについて明ら  
かにされたい。

右質問する。

五 前回答弁書では「協会のテレビジョン放送を  
全く視聴できないような受信設備を設置した  
者」には支払い義務はないとしている。しかし  
前回答弁書では一般論を聞いているので  
なく、「協会の総合テレビは受信できるが、  
教育テレビはほとんど映らない」とし、こうい  
う場合にも支払い義務が発生するかという質問  
である。再度、こうしたケースでも受信料を支  
払う義務はあると考えるかどうかについて明ら  
かにされたい。

右質問する。

二について  
協会からは、お尋ねのいずれの場合について  
も、日本放送協会放送受信規約第二条等の規定  
に従つて放送受信契約を締結する義務があるか  
どうかを判断しており、例えば、当該受信機が  
設置されている住居について既に放送受信契約  
が締結されなければ、改めて放送受信契約を締  
結することを求めず、他方、当該住居において  
放送受信契約が締結されなければ、放送受  
信契約及びこれに基づく受信料の支払を求めて  
いると聞いている。

三及び四について  
協会からは、協会の放送を受信することので  
きる受信設備を設置した者及び放送受信契約を  
締結すべき者並びに事業所等住居以外の場所に  
設置する受信機の設置場所の数の特定の方法に  
ついては、多種多様であるが、例えば、協会の  
集金担当者等が各家庭、企業、団体等を訪問  
し、協会の放送を受信することのできる受信設  
備の設置の有無を尋ねる等の方法が行われてい  
ると聞いている。

内閣衆質一六二第四〇号  
平成十七年四月五日  
衆議院議長 河野 洋平殿 小泉純一郎  
衆議院議員松野信夫君提出日本放送協会の受信  
料未納問題等に関する再質問に対し、別紙答弁  
書を送付する。  
〔別紙〕  
衆議院議員松野信夫君提出日本放送協会の  
受信料未納問題等に関する再質問に対する  
答弁書

一について  
先の答弁書(平成十七年三月十八日内閣衆質  
一六二第三一号)でお答えした受信料の収納率  
については、日本放送協会(以下「協会」とい  
う)によれば、その分母は、当該事業年度にお  
いて協会と放送受信契約を締結している者から  
収納すべき受信料の総額であり、分子は、同事  
業年度において実際に収納された受信料の総額  
であるとのことである。

一について  
先の答弁書(平成十七年三月十八日内閣衆質  
一六二第三一号)でお答えした受信料の収納率  
については、日本放送協会(以下「協会」とい  
う)によれば、その分母は、当該事業年度にお  
いて協会と放送受信契約を締結している者から  
収納すべき受信料の総額であり、分子は、同事  
業年度において実際に収納された受信料の総額  
であるとのことである。

平成十七年三月二十八日提出  
質問 第四二一號

二〇〇五年三月二〇日発生の福岡県西方沖地  
震に関する質問主意書

提出者 若井 康彦

内閣衆質一六二第四二号  
平成十七年四月五日  
内閣総理大臣 小泉純一郎  
衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員若井康彦君提出二〇〇五年三月二〇  
日発生の福岡県西方沖地震に関する質問に対  
し、別紙答弁書を送付する。

二〇〇五年三月二〇日発生の福岡県西方沖  
地震に関する質問主意書

若井 康彦

官報 (号外)

二〇〇五年三月二〇日発生の福岡県西方沖地震  
は、死者一人、負傷者計七四八人、家屋被害計八  
七七棟(二十三日午前七時現在)という、大惨事と  
なつた。今も多くの方々が避難生活を送つてい  
る。まずは、心よりお見舞いを申し上げたい。

この地震は、昨年十月発生の新潟県中越地震か  
ら半年も経たないうちに発生しており、改めて日

本は地震大国であることを示している。  
この地震に関して、下記二点質問する。なお、回  
答については可及的速やかに、項目ごとに詳細に  
答弁されることを強く要請する。

(一) 地震調査委員会は、今回の震源地(玄界  
島付近)において震度六弱以上が発生する  
確率を「〇・一%未満」と極めて低く予測し  
ていたとのことである。何故このような離  
隔があつたのか。また、このような低確率  
を信じた住民が結果的に被害を被つた可能  
性もある。この責任に関して、どのように認  
識しているか。

(二) 一部報道では、首相はこの地域には「激  
甚災害指定」をしない方針とのことである  
が、それは何故か。  
右質問する。

内閣衆質一六二第四二号

平成十七年四月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員若井康彦君提出二〇〇五年三月二〇  
日発生の福岡県西方沖地震に関する質問に対  
し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
〔一〕について  
激甚災害に対処するための特別の財政援助等  
に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第  
二条の規定に基づく激甚災害及びこれに対し適  
用すべき措置の指定については、「激甚災害指  
定基準」(昭和三十七年十二月七日中央防災會議  
決定)又は「局地激甚災害指定基準」(昭和四十三  
年十一月二十二日中央防災會議決定)を満たす  
必要がある。

政府としては、地方公共団体による被害状況  
の調査の結果等に基づいて早急に災害復旧事業  
の事業費の見込額等を算定し、お尋ねの災害が  
「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基  
準」を満たす災害か否か判断をしてまいる所存  
である。

〔二〕について  
平成十七年三月二十三日に、地震調査研究推  
進本部地震調査委員会が公表した「全国を概観  
した地震動予測地図」のうち確率論的地震動予  
測地図は、主要九十八断層帯で発生する地震や  
海溝型地震等のほか、福岡県西方沖を震源とす  
る地震のよう活断層が特定されていない場所  
で発生する地震も考慮して、地図上の各地域に  
おいて、今後の一定期間内に強い揺れに見舞わ  
れる可能性を示したものであり、玄界島付近に  
舞われる確率は、〇・一パーセント未満となっ  
た。

平成十七年三月二十八日提出  
質問 第四二三号

マニフェストで掲げられた社会保障改革への  
取り組みに関する質問主意書

提出者 島 聰

二 「少子高齢時代に対応する年金、医療、介護  
等社会保障制度の再構築」という項目では、「社

会保障の基本である年金、医療、介護につい  
て、少子高齢社会の下、若者と高齢者が支えあ  
う、公平で持続可能な制度を構築する。」と記載  
している。内閣として、現在すでにこうした制  
度は構築されたと考えているのか。

三 「待機児童ゼロ作戦」という項目では、「平成  
一四年度に五万一千人増加した受入児童数を平  
成一六年度までにさらに一〇万人増加する。」と  
記載している。この目標は達成されたのか。ま  
た、その結果待機児童の数はどのように変化し  
ているのか。

四 「男女共同で行う子育て支援」という項目で  
は、「育児・介護休業法を改正し、現行最長一  
年となつている育児休業の取得期間延長など、  
両親が働きながら、男女共同で子育てできる環

ような効果が出ているか、以下内閣の見解をお示  
しいいただきたい。

一 「国民負担率から見た税制と社会保険負担の  
あるべき姿」という項目では、「税と社会保険料  
負担をあわせた国民負担率を五〇%以内に維持  
する目標を掲げて歯止めを設け、将来にわたり  
活力を失わないような税制と将来不安のない社  
会保険制度を作る。現役世代の負担が過重にな  
らず、各世代が応分かつ公平に負担する仕組み  
とするため、将来の消費税率引き上げについて  
も国民的論議を行い、結論を得る。」と記載して  
いる。この達成のため、内閣はどのような施策  
を講じたのか。その結果、将来的に国民負担率  
が五〇%を超えない社会保障制度は構築できた  
のか。

二 「日本国内では、どこでもある程度の規模  
の被害を伴つ地震が発生する危険性があると言  
える。したがつて、全国どこであつても地震に  
対する基本的な備えを行政レベルや個人レベル  
で行なうことは当然のことである。」と地震防災対  
策の必要性を強調している。

境を整える。」と記載している。内閣として、両親が働きながら男女共同で子育てできる環境はすでに整備されたと考えているか。また、出生率の向上や、男性の育児休業の取得率の向上などについて、どのような成果が上がっているか。

五 「障害者基本法改正案の早期成立」という項目では、「障害者基本法改正案」を早期に成立させ、障害者の人権を守り、差別を禁止し、バリアフリー社会を推進するなど、障害者の総合的な支援施策を計画的に進めることと記載している。内閣として障害者の人権擁護、差別禁止、バリアフリー社会推進について、法律改正によって、どういった点が具体的に改善されたと考えているか。

内閣衆質一六二第四三号  
平成十七年四月五日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員島聰君提出マニフェストで掲げられた社会保障改革への取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島聰君提出マニフェストで掲げられた社会保障改革への取り組みに関する質問に対する答弁書  
一及び二について  
年金・医療・介護といった社会保障制度について、これまで少子高齢化が進展する中で、経済・財政と均衡のとれた公平で持続可能な制度を構築するため、各制度の見直しに取り

組んできたところである。具体的には、年金制度については、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)による改正により、長期的な給付と負担の適正化を図ったところである。介護保険制度については、予防を重視した制度への転換、施設入所者の居住費及び食費に係る負担の見直し等給付の効率化及び重点化を図る改革等を行うこととし、第一百六十二回国会に関係法律案を提出したところである。医療保険制度については、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づく基本方針」(平成十五年三月二十八日閣議決定)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」(平成十六年六月四日閣議決定。以下「基本方針二〇〇四」という。)に基づき、平成十八年の通常国会に関係法律案を提出する方向で、検討を進めているところである。

また、政府としては、「例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を五十パーント程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する」との方針を「基本方針二〇〇四」において決定しているところである。現在、経済財政諮問会議や内閣官房長官が主宰する社会保障の在り方にに関する懇談会において、社会保障制度全般について、潜在的国民負担率との関係や、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しの議論を行っているところであり、これらの議論も踏まえて、今後とも、将来にわたり持続可能な社会保障制度の構築に取り組んでまいりた

い。

「兩親が働きながら男女共同で子育てできる環境」の整備については、平成十六年十二月、育児休業制度をより利用しやすいものとするため、育児休業期間の延長等を内容とする、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の改正が行われ、本年四月一日から施行されたところである。平成十五年の合計特殊出生

月六日閣議決定)において「保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、平成十四年度中に五万人、さらに平成十六年度までに十万人、計十五万人の受入児童数の増大を図る。」こととし、この具体的目標に沿って、平成十四年度に約五万四千人、平成十五年度に約五万八千人の保育所等における受入児童数の増加を図ったところであり、平成十六年度においては五万人強の受入児童数の増加を見込んでいる。一方、都市部を中心に保育の実施への需要も増大しており、待機児童数については、平成十四年四月一日に二万五千四百四十七人であったが、平成十五年四月一日には二万六千三百八十三人となり、平成十六年四月一日時点では二万四千二百四十五人となっていた。このような状況を踏まえ、政府としては、「少子化社会対策大綱について」(平成十六年六月四日閣議決定)や「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)」(平成十六年十二月二十四日少子化社会対策会議決定)に基づき、待機児童の解消のための取組を推進してまいりたい。

五について  
「障害者の人権擁護、差別禁止、バリアフリー社会推進」については、政府としては、障害者基本法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十号)の趣旨を踏まえ、内閣總理大臣を本部長とし、全ての国務大臣から構成される障害者施策推進本部において決定した方針に沿って、障害者基本法(昭和四十五年法律第百四号)第七条に新たに定められた障害者週間(十二月三日から九日までの)の実施など様々な機会を通じ、同法第三条第三項に定める「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」との基本理念の徹底を図るとともに、日常生活や事業活動の中での障害者に対する配慮や工夫を広く国民各層に呼び掛けて社会のバリアフリー化の推進を図るなど、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図っているところである。

**国立国会図書館法の一部を改正する法律案**  
右の貴院提出案は本院において修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により回付する。

平成十七年四月六日

衆議院議長 河野 洋平殿

参議院議長 扇 千景

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

この法律は、  
公布の日 平成十七年四月一日から施行す  
る。ただし、別表第一の改正規定は、  
平成十七年 同年十月一日から施行する。

**水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案**

右  
国会に提出する。

平成十七年二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

**水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律**

(水産資源保護法の一部改正)

第一条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「水産動物の種苗」を「水産動物」に、  
「第十三条の二」を「第十三条の二—第十三条の五」に改める。

第二章第一節の二の節名中「水産動物の種苗」  
を「水産動物」に改める。

第十三条の二第一項中「増殖又は養殖の用に  
供する水産動物(以下この条において「水産動物」  
とす)

の種苗」という。」を「輸入防疫対象疾病(持続的  
養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)第  
二条第二項に規定する特定疾病に該当する水產  
動物の伝染性疾病その他の水產動物の伝染性疾  
病であつて農林水産省令で定めるものをいう。  
以下同じ。)にかかるおそれのある水產動物」  
に、「当該水產動物の種苗」を「当該水產動物」  
に、「第三項において」を「以下」に改め、同条第  
二項中「当該水產動物の種苗」を「当該水產動物  
に、「水產動物の種苗の伝染性疾病農林水産省  
令で定めるものに限る。」を「輸入防疫対象疾  
病」に改め、同条第三項中「水產動物の種苗及  
び」を「水產動物及び」に、「前項の検査証明書又  
はその写しにより水產動物の種苗の伝染性疾病  
の病原体を広げるおそれがないと認めるとき  
は、第一項を「次の各号のいずれかに該当する  
ときは、同項」に改め、同項に次の各号を加え  
る。

二 前項の規定による命令を受けた者は、同項  
の期間内に当該水產動物が輸入防疫対象疾病  
にかかり、又はかかつている疑いがあること  
を発見したときは、農林水産省令で定めると  
ころにより、農林水産大臣の行う検査を受け  
なければならない。

3 前項の検査を受けた者は、その結果につい  
ての通知を受けるまでの間は、当該水產動物  
及びその容器包装を第一項の農林水産省令で  
定める方法により管理しなければならない。  
(焼却等の命令)

第十三条の四 農林水産大臣は、前条第二項の  
検査の結果、第十三条の二第一項の許可の申  
請に係る水產動物が輸入防疫対象疾病にかか  
つていると認められるときは、当該水產動物  
又はその容器包装を所有し、又は管理する者  
に対し、当該水產動物又はその容器包装、い  
けすその他輸入防疫対象疾病的病原体が付着  
し、若しくは付着しているおそれのある物品  
の焼却、埋却、消毒その他必要な措置をとる  
べきことを命ずることができる。

第三十七条中「一に」を「いずれかに」に、  
「五十万円」を「又は五十万円」に改め、「拘  
留又は科料」を削り、第一号を第三号と  
し、同号の前に次の二号を加える。

一 第十三条の三第一項、第十三条の四又は  
第二十四条第一項の規定による命令に違反  
した者

二 第十三条の三第二項若しくは第三項又は  
第二十五条の規定に違反した者

三 第三十八条中「前条第四号」を「前条第二号(第  
二十五条に係る部分に限る。)に改める。

第四十条中「一に」を「いずれかに」に、「十  
万円」を「又は三十万円」に改め、「拘留又は科  
料」を削り、同条第三号中「第三十条」を「第三十

第一項の規定に係る水產動物及びその容器包装  
が、輸出国の事情その他の事情からみて、同  
条第二項の検査証明書又はその写しのみによ  
る。

第十三条の五 農林水産大臣は、この節の規定  
の施行に必要な限度において、水產動物及び  
その容器包装を輸入し、又は輸出する者又は輸入  
した者その他の関係者に対し、これらの輸入  
者に對し、輸入防疫対象疾病的潜伏期間を考  
慮して農林水産省令で定める期間当該水產動  
物及びその容器包装を農林水産省令で定める  
方法により管理すべきことを命ずることがで  
きる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、  
その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提  
示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯  
罪捜査のために認められたものと解釈しては  
ならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、  
その容器包装、書類その他の物件を検査させるこ  
とができる。

その容器包装を輸入しようとする者又は輸入  
した者その他の関係者に対し、これらの輸入  
者に對し、輸入防疫対象疾病的潜伏期間を考  
慮して農林水産省令で定める期間当該水產動  
物及びその容器包装を農林水産省令で定める  
方法により管理すべきことを命ずることがで  
きる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、  
その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提  
示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯  
罪捜査のために認められたものと解釈しては  
ならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、  
その容器包装、書類その他の物件を検査させるこ  
とができる。

条第一項に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十三条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(持続的養殖生産確保法の一部改正)

第二条 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(特定疾病についての届出義務)

第七条の二 養殖業を行う者又はこれに従事する者は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかることがあることを発見したときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該養殖水産動植物の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出をした者に対し、当該養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。

2 第八条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(証明書の交付)

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る養殖水産動植物がかかり、又はかかる疑いがある疾病が特定疾病であると認めるときその他特定疾病が発生したと認めるときは、農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

第八条の見出しを「(養殖水産動植物の移動制

限等)」に改め、同条第一項第二号中「又は埋却」を「埋却その他特定疾病的病原体の感染性を失わせる方法による処分」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

一 第十三条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(持続的養殖生産確保法の一部改正)

第二条 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(特定疾病についての届出義務)

第七条の二 養殖業を行う者又はこれに従事する者は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかることがあることを発見したときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該養殖水産動植物の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出をした者に対し、当該養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。

2 第八条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(証明書の交付)

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る養殖水産動植物がかかり、又はかかる疑いがある疾病が特定疾病であると認めるときその他特定疾病が発生したと認めるときは、農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

第八条の見出しを「(養殖水産動植物の移動制

限等)」に改め、同条第一項第二号中「又は埋却」を「埋却その他特定疾病的病原体の感染性を失わせる方法による処分」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

一 第十三条の二中「第十一条第一項の規定による立入検査、質問及び集取並びに第十五条の規定による指導及び助言に関する事務のうち」を

「この法律に規定する」に、「に係るものを行わせる」を「の事務に従事させる」に改める。

三 特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物(都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限り)を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動

を制限し、又は禁止すること。

第九条第五項中「以下」を「第十三条第三項において」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九条第五項中「以下」を「第十三条第三項において」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(検査、注射、薬浴又は投薬)

第九条の二 都道府県知事は、特定疾病的蔓延を防止するため必要があるときは、養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、

命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七条の二第一項の規定に違反した者

二 第七条の二第二項又は第八条第一項第二号若しくは第三号の規定による命令に違反した者

三 第九条中「に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第八条第一項第三号」を「第八条第一項第四号又は第九条の二第一項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の項中「第八条第一項」を第七

条の二、第八条第一項に、「並びに」を「第九

に改め、同条中「特定疾病又は」を削る。

第十三条第一項中「第十一条第一項の規定による立入検査、質問及び集取並びに第十五条の規定による指導及び助言に関する事務のうち」を「この法律に規定する」に、「に係るものを行わせる」を「の事務に従事させる」に改める。

二 第八条第一項に、「並びに」を「第九条の二第二項において準用する場合を含む。」に改め、「第三項まで」の下に「第九条の二第二項まで」に第十九条の三」を加える。

三 第二第二項において準用する場合を含む。」に改め、「第三項まで」の下に「第九条の二第二項並びに第十九条の三」を加える。

#### 理 由

水産防疫を的確に実施するため、水産動物の輸入の許可に關し、その対象の拡充、輸入後の一定期間の管理の命令の創設等の措置を講ずるとともに、養殖水産動植物の伝染性疾病の蔓延の防止のための措置として、疾病発生時の届出の義務付け、疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物の移動制限等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨

本案は、海外からの疾病的侵入及び国内での蔓延のリスクが一層高まっている状況に対処し、水産防疫をより的確に実施するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 水産資源保護法の一部改正

(一) 輸入許可の対象となる水産動物の範囲の拡大

輸入に当たり農林水産大臣の許可を受けなければならない水産動物の範囲を、現行の増養殖用の水産動物の種苗から、用途や成長段階を問わず広く指定できるよう拡大すること。

官 報 (号外)			
(2) 輸入許可の補完措置の創設	(1) 農林水産大臣は、許可の申請に係る水産動物が、輸出国の事情等からみて、検査証明書のみによつては安全性を確認できぬときは、輸入後一定期間、他の水産動物と区別して管理すべきことを命ずることができることとする。	二 施行期日	3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(1) の命令を受けた者は、当該期間中に疾病が発生した場合は國の検査を受けなければならぬことし、農林水産大臣は、その検査の結果、輸入された水産動物が輸入防疫対象疾病にかかるとい認められるときは、焼却等を命ずることができることとする。	二 議案の可決理由	二 本案は、水産防疫をより的確に実施するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。	なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
(1) 特定疾病的届出義務の創設	(2) 持続的養殖生産確保法の一部改正	右報告する。	平成十七年四月六日
(2) 養殖業者等に、特定疾病的発生の届出義務を課すとともに、都道府県知事は、当該届出をした者に対し、都道府県の検査を受けるべき旨を命ずることができるることとする。	衆議院議長 河野 洋平殿 農林水産委員長 山岡 賢次	衆議院議長 河野 洋平殿 農林水産委員長 山岡 賢次	(別紙)
(2) まん延防止措置の拡充	(1) 都道府県知事は、特定疾病的まん延を防止するため必要な限度において、次の命令をすること。	水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案に対する附帯決議	三 疾病の発生及び伝播の防止を図るため、迅速な診断技術やワクチン等の開発に関する試験研究を積極的に推進すること。
(1) 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物の焼却又は埋却のほか、特定疾病的感染性を失わせる方法による処分を命ずること。	(2) 特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物(都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限る。)の移動を制限し、又は禁止すること。	我が国において初のコイヘルペスウイルス病(KHV病)が発生するなど、最近における海外からの疾病的侵入及び国内でのまん延のおそれは高まっており、その対策が緊急の課題となつてゐる。	四 KHV病については、感染源及び感染経路の究明に努めるとともに、天然水域も含め、的確なまん延防止対策を実施すること。また、KHV病発生により厳しい状況にある内水面漁業等の持続的かつ健全な発展が図られるよう必要な対策を講ずること。
記	(2) よつて政府は、本法の施行に当たり、水産防疫体制の強化に万全を期すため、左記事項の実現に努めるべきである。	都市鐵道等利便増進法案	右決議する。
(1) 目次	右	国会に提出する。	第一条 この法律は、都市鐵道のネットワークが迅速に行われるよう、養殖業者等に対する知識の普及・啓発、養殖魚の履歴保存の徹底に努めること。
第一章 総則(第一条・第二条)	平成十七年一月一日	都市鐵道等利便増進法案	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
第二章 基本方針(第三条)	内閣総理大臣 小泉純一郎	内閣総理大臣 小泉純一郎	第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
第三章 速達性の向上(第四条—第十一条)	都巿鐵道等利便増進法	都巿鐵道等利便増進法	第四条 一 都市鐵道 大都市圏(活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与するための鐵道(軌道を含む。以下この号において同じ。)の利用者の利便を増進することが特に必要なものとして国土交通省令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。)における旅客輸送の用に供する鐵道をいう。
第四章 交通結節機能の高度化(第十二条—第十九条)	都巿鐵道等 利便増進法	都巿鐵道等 利便増進法	二 都市鐵道等 都市鐵道施設、駅附帯施設(第四号に規定する駅附帯施設をいう。)及び駅周辺施設により提供される人の移動のための交通手段の総体をいう。
第五章 雜則(第二十三条—第二十九条)	二十二条	二十二条	三 都市鐵道施設 都市鐵道に係る鐵道施設
第六章 罰則(第三十条・第三十一条)			
二 国内防疫体制を強化するため、水産防疫担当			

## 附則

## 第一章 総則

(目的)

者の資質向上を図るとともに、国、都道府県、関係機関、養殖業者等の一層の連携を促進すること。また、疾病発生の届出やまん延防止措置が迅速に行われるよう、養殖業者等に対する知識の普及・啓発、養殖魚の履歴保存の徹底に努めること。

第一条 この法律は、都市鐵道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鐵道の機能の高度化を図るために必要な都市鐵道施設の整備等を促進することにより都市鐵道等の利用者への利便を増進することの重要性が増大していることにかんがみ、既存の都市鐵道施設を有効活用しつつ行う都市鐵道利便増進事業を円滑に実施し、併せて交通結節機能の高度化を図るために必要な措置を定めることにより、都市鐵道等の利用者の利便を増進し、もつて活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 都市鐵道 大都市圏(活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与するための鐵道(軌道を含む。以下この号において同じ。)の利用者の利便を増進することが特に必要なものとして国土交通省令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。)における旅客輸送の用に供する鐵道をいう。

二 都市鐵道等 都市鐵道施設、駅附帯施設(第四号に規定する駅附帯施設をいう。)及び駅周辺施設により提供される人の移動のための交通手段の総体をいう。

(外) 報 紙 号

(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)  
第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。以下同じ。)をいう。

四 駅施設 都市鉄道に係る駅(鉄道施設のうち、停車場として旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。以下同じ。)及び駅附帯施設駅に附帯し、当該駅の利用の円滑化に不可欠なものとして国土交通省令で定める通路その他の施設をいう。)をいう。

五 駅周辺施設 駅施設の周辺にあり、当該駅施設の利用の円滑化に資するものとして国土交通省令で定める駅前広場その他の施設をいう。

六 都市鉄道利便増進事業 速達性向上事業及び駅施設利用円滑化事業をいう。

七 速達性向上事業 既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設その他の国土交通省令で定める既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道施設の整備及び当該整備に係る都市鉄道施設の營業(鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業若しくは同条第三項に規定する第二種鉄道事業又は軌道法による軌道事業として行われる營業をいう。以下同じ。)により、目的地に到達するまでに要する時間の短縮を図り、もって都市鉄道の利用者の利便を増進する事業であつて、当該營業を行う者が、当該整備に要する費用を基準とし、当該營業により受ける利益が決定される当該駅施設の使用料を勘案して決定される当該駅施設の營業を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものをいう。

八 駅施設利用円滑化事業 既存の駅施設における乗継ぎを円滑にするための経路の改善その他の国土交通省令で定める既存の駅施設を有効活用しつつ行う駅施設の整備(鉄道線路の配置の変更その他の駅施設の整備に併せて行われる駅施設の変更を含む。以下同じ。)及び当該整備に係る駅施設の營業により、駅施設における乗継ぎをする時間の短縮その他駅施設の利用の円滑化を図り、もって都市鉄道の利用者の利便を増進する事業であつて、当該營業を行う者が、当該整備に要する費用を基準とし、当該營業により受ける利益を勘案して決定される当該駅施設の使用料を勘案して決定される当該駅施設の營業を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものとする。

九 都市計画決定権者 都市計画法(昭和四十年法律第二百号)第十五条规定により定める都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の規定により都市計画を定める指定都市(同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の規定により都市計画を定める国土交通大臣(同法第八十一条)をいう。

十 駅施設利用円滑化事業 既存の駅施設における乗継ぎを円滑にするための経路の改善その他の国土交通省令で定める既存の駅施設を有効活用しつつ行う駅施設の整備(駅施設の周辺にあり、当該駅施設の利用の円滑化に資するものとして国土交通省令で定める駅前広場その他の施設をいう。)及び当該整備に係る駅施設の營業により、駅施設における乗継ぎをする時間の短縮その他駅施設の利用の円滑化を図り、もって都市鉄道の利用者の利便を増進する事業であつて、当該營業を行う者が、当該整備に要する費用を基準とし、当該營業により受ける利益を勘案して決定される当該駅施設の使用料を勘案して決定される当該駅施設の營業を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものとする。

十一 都市鉄道利便増進事業 速達性向上事業及び駅施設利用円滑化事業をいう。

十二 速達性向上事業 既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設その他の国土交通省令で定める既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道施設の整備及び当該整備に係る都市鉄道施設の營業(鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業若しくは同条第三項に規定する第二種鉄道事業又は軌道法による軌道事業として行われる營業をいう。以下同じ。)により、目的地に到達するまでに要する時間の短縮を図り、もって都市鉄道の利用者の利便を増進する事業であつて、当該營業を行う者が、当該整備に要する費用を基準とし、当該營業により受ける利益が決定される当該駅施設の使用料を勘案して決定される当該駅施設の營業を行つ者に支払うものとして第三章の規定により行われるものとする。

十三 第二章 基本方針

第一条 速達性向上事業として都市鉄道施設の整備を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市鉄道施設の整備に関する構想(以下「整備構想」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

第二条 速達性向上事業として都市鉄道施設の營業を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市鉄道施設の營業に関する構想(以下「營業構想」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

第三条 國土交通大臣は、都市鉄道等の利用者の利便の増進を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

ければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(速達性向上計画)

第五条 認定整備構想事業者及び認定営業構想事業者(以下「認定構想事業者」と総称する。)は、国土交通大臣の指定する期限までに、認定を受けた整備構想及び営業構想に基づいて、国土交通省令で定めるところにより、協議により、速達性向上事業を共同で実施するための計画(以下「速達性向上計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 速達性向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 速達性向上事業を実施する区域
- 2 速達性向上事業の内容
- 3 都市鉄道施設の整備に要する期間
- 4 都市鉄道施設の整備に要する費用の額
- 5 整備に係る都市鉄道施設の使用料の額
- 6 速達性向上事業の効果
- 7 速達性向上事業と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容
- 8 鉄道事業法第三条第一項の規定による鉄道事業の許可を要するものにあつては、その種別
- 9 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、速達性向上計画について、当該速達性向上計画に記載する速達性向上事業を実施する区域をその区域に含む地方公共團体に協議し、その同意を得なければならなければならぬ。

い。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その速達性向上計画が基本方針に適合するものであるほか、鉄道

事業法第三条第一項の規定による鉄道事業の許可を要するものにあつては同法第五条第一項各号に掲げる基準(軌道法第三条の規定による軌道事業の特許を要するものにあつては当該特許の基準)に適合し、かつ、確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであると認めるとき

は、その認定をするものとする。この場合において、当該特許を要する速達性向上計画の認定については、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

5 前項の規定により速達性向上計画の認定を受けた者(以下「認定速達性向上事業者」という。)は、協議により、当該認定を受けた速達性向上計画(以下「認定速達性向上計画」という。)を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(速達性向上計画の作成に当たつての協議に係る裁定等)

第六条 国土交通大臣は、認定構想事業者の間において、速達性向上事業に関し、認定構想事業者のいずれかが前条第一項の規定による速達性向上計画の作成に係る協議を求めたにもかかわらず他の認定構想事業者が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合であつて、当該申

該協議を求めた認定構想事業者から申立てがあり、かつ、当該協議を必要と認めるときは、当該他の認定構想事業者に対して、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

2 前項の規定による命令があつた場合において、同項に規定する協議が調わないとときは、同項の協議の当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を第一項の協議の他の当事者に通知するとともに、期限を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 国土交通大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の協議の当事者に通知するものとする。

5 第二項の裁定があつたときは、第一項の協議の当事者の間においては、前条第一項の協議が成立したものとみなす。

6 前各項の規定は、認定速達性向上事業者が行う前条第五項の規定による認定速達性向上計画の変更に係る協議について準用する。

(認定速達性向上計画に従つた速達性向上事業の実施)

第九条 認定構想事業者が第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により速達性向上計画の認定を受けたときは、当該速達性向上計画に記載された速達性向上事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の規定による許可又は同法第十五条第一項の規定による認可を受けなければならないものについては、当該許可又は認可を受けたものとみなす。

2 認定速達性向上事業者は、鉄道事業法第七条第一項の規定その他の国土交通省令で定める同法の規定に基づく申請又は届出に係る事項が認定速達性向上計画に記載された速達性向上事業に係るものであるときは、当該規定(これに基づく命令の規定を含む。)にかかわらず、当該申

て速達性向上事業を実施していないと認めるときは、当該認定速達性向上事業者に対しても、当該認定速達性向上計画に従つて当該速達性向上事業を実施すべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定速達性向上事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による勧告を受けた認定速達性向上事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後ににおいて、なお、正当な理由がなくその勧告に係る速達性向上事業を実施していないときは、当該認定速達性向上事業者に対して、その勧告に係る速達性向上事業を実施すべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定速達性向上事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による勧告を受けた認定速達性向上事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後ににおいて、なお、正当な理由がなくその勧告に係る速達性向上事業を実施していないときは、当該認定速達性向上事業者に対して、その勧告に係る速達性向上事業を実施すべきことを命ずることができる。

官報 (号外)

請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。  
 (軌道法の特例)

第十条 認定構想事業者が第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により速達性向上計画の認定を受けたときは、当該速達性向上計画に記載された速達性向上事業として行われる軌道整備事業(軌道を敷設してこれを旅客の運送を行う事業に使用させる事業をいう。次項において同じ。)又は軌道運送事業(敷設された軌道を使用して旅客の運送を行う事業をいう。次項において同じ。)については、軌道法第三条の規定による特許を受けたものとみなす。

2 国土交通大臣は、軌道整備事業又は軌道運送事業について特許がその効力を失い、又は取り消されたときは、当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道整備事業に係る軌道運送事業又は当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道運送事業に係る軌道整備事業をうなづく。

(速達性向上事業の実施の要請)

第十一条 地方公共団体は、鉄道事業者等(鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道による軌道経営者又は都市鉄道施設の整備に係る事業を行つてその他の者をいう。以下同じ。)に対して、速達性向上事業の実施の要請(実施している速達性向上事業を変更して実施することの要請を含む。)をすることができる。この場合には、基本方針に即して、当該要請に係る速達性向上事業に関する計画の

素案を作成して、これを提示しなければならない。  
 2 前項の規定による要請を受けた者は、当該要請に基づき第四条第一項、第二項又は第六項の規定による認定の申請をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、これらの規定による認定の申請をしておればならない。

3 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号、第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する法人若しくはこれらの法人に準ずる団体又は鉄道事業者等は、地方公共団体に対して、第一項の規定による要請をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

4 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、必要に応じて、当該提案を踏まえ、第一項の規定による要請をするものとする。

二 駅施設の整備及び駅周辺施設の整備(以下「交通結節施設の整備」という。)を行うと見込まれる区域  
 一 駅の名称  
 2 交通結節機能高度化構想には、次に掲げる事項の概要を記載しなければならない。

二 駅施設の整備及び駅周辺施設の整備(以下「交通結節施設の整備」という。)を行うと見込まれる区域  
 三 交通結節施設の整備の内容として見込まれるもの  
 四 交通結節施設の整備に要すると見込まれる期間  
 五 駅施設の整備を行うと見込まれる者  
 六 駅周辺施設の整備を行うと見込まれる者  
 七 駅施設の営業を行うと見込まれる者  
 八 交通結節機能の高度化の効果  
 九 交通結節機能の高度化と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるとき  
 十 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

三 國土交通大臣は、交通結節機能高度化構想が基本方針に適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。  
 4 前項の規定により交通結節機能高度化構想の同意を得た都道府県(以下「同意都道府県」という。)は、当該同意を得た交通結節機能高度化構構造を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の同意を得なければならない。

5 第三項の規定は、前項の場合について準用する。(協議会)

第十三条 同意都道府県は、前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により同意を得た交通結節機能高度化構想(次条第一項において「同意交通結節機能高度化構想」という。)に係る交通結節機能の高度化を図るために、駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一体的に実施するための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。  
 一 駅施設の整備を行うと見込まれる者  
 二 駅周辺施設の整備を行うと見込まれる者  
 三 駅施設の営業を行うと見込まれる者  
 四 同意都道府県その他の交通結節施設がその区域内に存する地方公共団体(当該地方公共団体以外の者が当該交通結節施設の整備のために必要な都市施設(都市計画法第四条第五項に規定する都市施設をいう。以下同じ。)に関する都市計画に係る都市計画決定権者であるときは、当該都市計画決定権者を含む。)  
 3 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、同項に規定する協議を行う旨を前項各号に掲げる者に通知するものとする。  
 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

## 官 報 (号外)

5 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。	5 第二項第三号に掲げる事項には、都市施設に係る交通結節機能高度化構想に係る交通結節機能の高度化を図るための計画(以下「交通結節機能高度化計画」という。)を作成したときは、その作成に係る合意をした構成員は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、国土交通大臣の認定を申請することができる。
6 営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは民法第三十四条に規定する法人又はこれらの法人に準ずる団体	6 前項の規定により交通結節機能高度化計画に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市施設に関する都市計画の案を都道府県都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会。以下同じ。)に付議する期限を記載するものとする。この場合においては、当該期限は、都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を勘案して、相当なものとなるよう定めるものとする。
7 前項の規定により協議会を組織することが公表された場合において、第二項第一号から第三号までに掲げる者又は第五項第一号から第三号までに掲げる者であつて協議会の構成員として加えるとされていないものは、同意都道府県の指定する期限までに、当該同意都道府県に対し、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出しができる。	7 第四項の規定により交通結節機能高度化計画に都市施設に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、都市施設に関する都市計画事業(都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。)の施行予定者(第二項第六号又は第七号に掲げる者であるものに限る。)及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができる。
8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。(交通結節機能高度化計画)	8 交通結節機能高度化計画には、交通結節施設の整備の内容ごとに、第二項第四号から第八号までに掲げる事項を記載するとともに、当該記載された交通結節施設の配置及び規模を示す図面を添付するものとする。
第十四条 協議会において、同意交通結節機能高	9 交通結節機能高度化計画は、当該交通結節機能高度化計画に第二項第六号から第八号まで掲げる者として記載される者及び前条第二項第四号に掲げる者の全員の合意により作成するものとする。
度化計画に、その旨を明らかにするとともに当該整備に係る駅施設の使用料の額を記載するものとする。	10 国土交通大臣は、交通結節機能高度化計画の作成が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言又は勧告をすることができる。
(交通結節機能高度化計画)	11 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その交通結節機能高度化計画が基本方針に適合するものであるほか、確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであると認めるときは、その認定をするものとする。
第十五条 国土交通大臣は、第十三条第二項第一	12 第一項に規定する構成員は、前項の規定により認定を受けた交通結節機能高度化計画(以下「認定交通結節機能高度化計画」という。)を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
条の二に規定する都市計画区域の整備、開発及	13 第三項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。(交通結節機能高度化計画の作成に当たつての協議に係る裁定等)

官報(号外)

号又は第三号に掲げる協議会の構成員の間において、駅施設利用円滑化事業に関し、構成員のいずれかが前条第一項の規定による交通結節機能高度化計画の作成に係る協議を求めたにもかかわらず他の構成員が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合であつて、当該協議を求めた構成員から申立てがあり、かつ、当該協議を必要と認めるときは、当該他の構成員に対して、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

2 前項の規定による命令があつた場合において、同項に規定する協議が調わないとときは、同項の協議の当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を第一項の協議の他の当事者に通知するとともに、期限を指定して意見書を提出する機会を与えるなければならない。

4 国土交通大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の協議の当事者に通知するものとする。

5 第一項の裁定があつたときは、第一項の協議の当事者の間においては、前条第九項の合意が成立したものとみなす。

6 前各項の規定は、認定交通結節機能高度化計画において駅施設利用円滑化事業を実施することとされた者(以下「認定駅施設利用円滑化事業者」という。)が行う前条第十二項の規定による認定交通結節機能高度化計画の変更に係る協議について準用する。

(認定交通結節機能高度化計画に従つた駅施設の整備若しくは営業又は駅周辺施設の整備)

第十六条 認定駅施設利用円滑化事業者(鐵道事業法第七条第一項の規定その他の国土交通省令で定める同法の規定に基づく申請又は届出に係る事項が認定交通結節機能高度化計画に記載された駅施設利用円滑化事業に係るものであるときは、当該規定(これに基づく命令の規定を含む。)にかかるべき、当該申請又は届出に係る事項又は添付書類の一部を省略する手続その他)の国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。

(駅施設利用円滑化事業の実施に係る命令等)

第十七条 国土交通大臣は、認定駅施設利用円滑化事業者が正当な理由がなく認定交通結節機能高度化計画に従つて駅施設利用円滑化事業を実施していないと認めるときは、当該認定駅施設利用円滑化事業者に対し、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該駅施設利用円滑化事業を実施すべきことを勧告することができる。

(駅施設利用円滑化事業の実施に係る命令等)

第十八条 認定駅施設利用円滑化事業者は、鐵道事業法第七条第一項の規定その他の国土交通省令で定める同法の規定に基づく申請又は届出に係る事項が認定交通結節機能高度化計画に記載された駅施設利用円滑化事業に係るものであるときは、当該規定(これに基づく命令の規定を含む。)にかかるべき、当該申請又は届出に係る事項又は添付書類の一部を省略する手続その他)の国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。

(鉄道事業法の特例)

第十九条 第十四条第四項の規定により認定交通結節機能高度化計画に都市施設に関する都市計画に関する事項が記載されているときは、都市計画決定権者は、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該都市施設に関する都市計画を作成して、同条第五項に規定する期限までに、都道府県都市計画審議会に付議するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(都市計画法の特例)

第二十条 第十四条第六項の規定により認定交通結節機能高度化計画に都市施設に関する都市計画を作成して、同条第五項に規定する期限までに、都道府県都市計画審議会に付議するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(都市計画法の特例)

定められた者は、施行予定者である期間の満了の日までに、都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認の申請をしなければならない。ただし、当該日までに都

市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものに着手しているときは、この限りでない。

(交通結節機能高度化構想の提案)

第二十二条 鉄道事業者等、駅周辺施設の整備を行おうとする者、市町村(特別区を含む。)又は市町村(特別区を含む。)にかかるべき、当該申請又は届出に係る事項又は添付書類の一部を省略する手続その他)の国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。

(交通結節機能高度化構想の提案)

第二十三条 国及び地方公共団体は、都市鉄道等の利用者の利便を増進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(努力義務)

第二十四条 第二項又は第三項に定める事項のほか、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

(努力義務)

第二十五条 第二項又は第三項に定める事項のほか、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

(努力義務)

第二十六条 第二項又は第三項に定める事項のほか、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

(努力義務)

第二十七条 第二項又は第三項に定める事項のほか、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

(努力義務)

第二十八条 第二項又は第三項に定める事項のほか、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

(努力義務)

第二十九条 第二項又は第三項に定める事項のほか、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

(努力義務)



## (都市計画法の一部改正)

第四条 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「第三十条第一項」を「第三十条に改め、「係る都市施設」の下に「都市再生特別措置法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第号)第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設」を加える。

## (国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(大正十年法律第七十六号)」の下に「都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第号)」を加える。

## 理由

都市鉄道等の利用者の利便を増進するため、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う速達性向上事業及び駅施設利用円滑化事業を促進し、併せて駅施設及び駅周辺施設における交通結節機能の高度化を図るために必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 都市鉄道等利便増進法案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、都市鉄道等の利用者の利便を増進するため、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う速達性向上事業及び駅施設利用円滑化事業を促進し、併せて駅施設及び駅周辺施設における

る交通結節機能の高度化を図るために必要な措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国土交通大臣は、都市鉄道等の利用者の利便の増進を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めること。

- 2 速達性向上事業として、都市鉄道施設の整備主体及び営業主体が協議により計画を作成し、国土交通大臣がこれを認定する制度を創設するとともに、国土交通大臣の認定を受けた者は、この計画に従い、その事業を実施しなければならないこと。

- 3 交通結節機能の高度化を図るため、都道府県が組織する協議会において計画を作成し、国土交通大臣がこれを認定する制度を創設するとともに、認定を受けた計画において駅施設の整備等を行うこととされた者は、この計画に従い、当該駅施設の整備等を行わなければならぬこと。

- 4 國土交通大臣は、都市鉄道施設又は駅施設の整備主体及び営業主体の協議が調わないときは、申請に基づき裁定を行うことができる

- 5 地方公共団体は、鉄道事業者等に対して、速達性向上事業の実施の要請をすることができないこと。また、鉄道事業者等、駅周辺施設

- 6 この法律は、公布の日から起算して六月を

施行すること。

## 二 議案の可決理由

都市鉄道等の利用者の利便を増進するために必要な措置を定めようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

平成十七年度一般会計予算において、都市鉄道等利便増進事業に係る経費六億二千六百万円が計上されている。

右報告する。

平成十七年四月六日

国土交通委員長 橋 康太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

## (別紙)

見聴取などによる十分な意見の把握等により、裁定の公平性の確保に努めること。

## 四 速達性向上事業については、近傍鉄道事業者の利用者が流出し減少となるおそれがあるため、近傍鉄道事業者に対し意見聴取を行うなど、特段の配慮を講じること。

五 交通結節機能高度化計画に基づく施設の整備については、その実施により利用者の移動経路が大きく変化することで、駅周辺の商店街などに影響を及ぼすこともあるため、駅周辺の利害関係者との調整を十分に図るなど、万全な措置を講じること。

六 駅施設のバリアフリー化がいまだ不十分である現状にかんがみ、交通結節機能高度化計画に基づく施設の整備に当たっては、バリアフリー化等交通弱者にやさしい施設整備が確実に行われるよう指導すること。

七 都市鉄道利便増進事業を行っては、財政が厳しい地方公共団体に対しては負担の軽減となるよう特段の配慮を講じること。

八 都市鉄道の混雑は緩和の傾向にあるものの一部の区間ににおいて依然と高い状況にあることからかんがみ、今後とも積極的に混雑緩和の推進に努めること。

- 1 の整備主体、市町村又は交通結節施設の利用に関する利害関係者は、都道府県に対して、交通結節機能高度化構想を作成することを提起すること。
- 2 都市鉄道利便増進事業については、事業者の自主性を尊重するとともに、その手続の客觀性・透明性の確保に努めること。
- 3 都市鉄道利便増進事業について、国土交通大臣の裁定を行うに当たっては、一方の当事者からの意見書の提出のみでなく両当事者からの意

# 官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十一日可認物便郵種三十二

平成十七年四月七日

衆議院会議録第十八号

発行所  
二東京一  
獨番○  
立四號  
行政  
法人國立  
印刷局  
虎門四  
八四五  
二丁目

電 話  
03  
(3587)  
4294

定 價  
(本体  
二  
二  
〇  
五  
円)